

令和7年第3回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（6月11日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
一般質問	7
北 條 利 雄 君	7
緑 川 茂 君	25
森 隆 之 君	30
青 戸 義 之 君	35
本 郷 弘 義 君	37
窪 木 浩 一 君	39
遠 藤 貴 人 君	46
報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑	56
承認第1号～承認第2号の上程、説明、質疑、採決	57
議案第37号～議案第40号の上程、説明	59
議案第41号～議案第44号の上程、説明	61
議案第45号の上程、説明	66
議案第46号～議案第48号の上程、説明	66

議案第49号の上程、説明	68
議員派遣の件	68
散会の宣告	69

第2号 (6月13日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	72
出席議員	72
欠席議員	72
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	72
職務のため出席した者の職氏名	73
開議の宣告	74
議事日程の報告	74
諸般の報告	74
議案第37号～議案第40号の質疑、討論、採決	74
議案第41号～議案第44号の質疑、討論、採決	75
議案第45号の質疑、討論、採決	76
議案第46号～議案第48号の質疑、討論、採決	77
議案第49号の質疑、討論、採決	78
請願第2号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	79
議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について	80
日程の追加	81
発議第3号の上程、採決	81
閉会の宣告	81
署名議員	83

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和7年第3回鮫川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年6月11日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 6 報告第 2号 事故繰越し繰越計算書について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 7 報告第 3号 白河地方土地開発公社の経営状況について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度鮫川村一般会計補正予算(第9号))
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(鮫川村税条例の一部を改正する条例)
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第10 議案第37号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第11 議案第38号 鮫川村村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第12 議案第39号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第13 議案第40号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第14 議案第41号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第15 議案第42号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第16 議案第43号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第17 議案第44号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第18 議案第45号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更について

提案理由の説明

日程第19 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）

提案理由の説明

日程第20 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）

提案理由の説明

日程第21 議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）

提案理由の説明

日程第22 議案第49号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について

提案理由の説明

日程第23 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（9名）

1番 窪木浩一君

2番 本郷弘義君

3番 青戸義之君

5番 森田重男君

6番 森 隆之君
8番 北 條 利 雄 君
10番 前 田 武 久 君

7番 遠 藤 貴 人 君
9番 緑 川 茂 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	宗 田 雅 之 君	副 村 長	板 垣 良 夫 君
教 育 長	藤 田 充 君	総 務 課 長	矢 吹 かお り 君
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 庄 悟 君	農 林 商 工 課 長	我 妻 正 紀 君
地 域 整 備 課 長	鈴 木 隆 寛 君	教 育 課 長	渡 邊 敬 君
村 づ く り 推 進 室 長	船 木 博 枝 君		
会 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 千 鶴 子 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 会 長	古 館 甚 子	書 記	緑 川 正 和
-------------	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、令和7年第3回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

また、気温上昇の場合、議員、それから理事者側、上着の着脱を認めます。

なお、登壇されるときには、議員の方は上着を着用願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

5月30日、白河地方広域市町村圏整備組合第2回臨時会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

受理しました請願・陳情は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりであります。

次に、出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しております。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田武久君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第3回議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、時節柄何かとお忙しいところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

早いもので6月に入り、日一日と山々が緑に覆われ、周りに広がる鮮やかな田園風景、そして優しく吹き抜ける心地よい風は、里山で生活する私たちに癒やしと感動を与えていただける自然からの贈物であり、後世につないでいかなければならない大切な里山景観であります。

今、米不足に伴い、価格の高騰が取り沙汰されている中、長い間、食料の安定供給の確保や多面的機能の面でも重要な役割を担ってきた本村の農業も、就農者の高齢化、後継者不足などにより年々減少傾向にあり、食の安全安心、里山景観を守っていく上でも、その対応、対策は急務であります。そのためにも新規就農者の育成や国の中山間地域対策事業などを活用し、村の基幹産業である農業の推進と振興を図ってまいります。

現在、進めております義務教育学校建設におきましても、教育力の向上を図ることはもちろんであります。子供たちが自然に触れ合いながら、伸び伸びと自由に闊達に学べる自然環境を生かした学校づくりを進めていきたいと考えております。

また、生活の基盤をなす道路網の整備は地域住民の生活の質の向上に不可欠であり、地域の活性化など、様々な面で重要な役割を果たし、さらには定住人口の維持、拡充にもつながりますので、積極的に関係機関に働きかけ、早期改修に向け努めてまいります。

さらには昨年、環境大臣賞をいただいた「まめで達者な村づくり」や循環型農業の継承、推進と、村の持つ豊かな自然や生物多様性など、これらを生かした里山景観と観光が融合する村づくりを進めてまいります。

これからも座して待つのではなく、一人でも多くの人たちに共感をいただけるような村づくりを進めてまいりますので、議員の皆様には一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

さて、本議会で審議いただく案件は、報告3件、承認2件、議案が13件であります。議員の皆様には慎重審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、議会冒頭の挨拶といたします。

○議長（前田武久君） 以上で村長の挨拶は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田武久君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

1番 窪 木 浩 一 君 及び

2番 本 郷 弘 義 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田武久君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 去る5月30日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、令和7年第3回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしました。その結果についてご報告いたします。

本定例会に提出されます案件は、報告3件、承認2件、提出議案13件、計18件でございます。このほか、請願1件を受け付けましたが、請願のありました地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、所管の総務文教常任委員会へ付託いたします。

次に、一般質問ですが、7名11件の通告がございました。いずれも通告どおり質問を許可するべきものと認めました。

会期につきましては、本日から13日までの3日間とし、日程においては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（前田武久君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から13日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田武久君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

〔8番 北條利雄君 登壇〕

○8番（北條利雄君） 8番、北條でございます。

今般の定例議会で、通告どおり2点の一般質問をいたします。

まず1点目、デジタル田園都市構想総合戦略と義務教育学校基本構想との整合性についてであります。

鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略、これは昨年9月に改定しております。これには、給食ミールキットで村おこし、この中で学校給食の充実には4点の推進があります。これらが鮫川村義務教育学校基本構想、同じく昨年9月に制定されております。これらの関係でどのように整合性が、それから関連づけがされているのか、お伺いしていきたいと思っております。

1つは、学校給食プロジェクトの設立についてであります。

プロジェクトは、特定の目標を達成するために計画的に行われる一連の活動を指すものであります。プロジェクトは開始と終了が明確に定義され、特定の期間内に達成すべき目標や成果物が設定されるものであります。

現在、学校給食プロジェクトの設立がなされておられるのかお伺いいたします。また、義務教育学校基本構想の中でどのような位置づけでプロジェクトが活動されているのかいないのか、これらをお伺いいたします。

2つ目は、学校給食の充実とミールキットの製造についてであります。

ミールキットは、食材がカットされた状態で必要な食材分が一式そろったものであります。人数分の調味料、レシピが用意されております。共働きが進む近年、献立を考える手間を省く点や、下ごしらえまで済んだ状態で必要分だけがそろっており、時短調理ができる点から

も人気を高めております。最近では、食材宅配サービスによるミールキットも増えております。

学校給食を充実される中で、ミールキットを製造することがどのように想定され、方向性を導き出そうとされるのかお伺いいたします。

3つ目は、ふるさとキャリア教育の推進についてであります。

キャリア教育は、子供、若者がキャリア、つまり個人の経歴を指す言葉ですが、これを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけであります。キャリア形成にとって重要なのは、自らの力で生き方を選択していくことができる必要な能力や態度を身につけることにあります。

学校給食の充実の中で、ふるさとキャリア教育の推進はどのように位置づけられ、推進されるのかお伺いいたします。

4つ目は、シビックプライドの醸成についてであります。

シビックプライドは、地域への誇りと愛着を表します。醸成はある雰囲気や状況を徐々に作り上げること、機運や意識を高める言葉であります。自分たちの住むこの村、まちをよりよいものに、そして誇れるものにしていこうという思いを指しております。郷土愛にも似ておりますが、少しニュアンスが違います。自分自身が地域の構成員であると自覚し、さらにまちをよい場所にしていこうとする意志が含まれております。

学校給食の充実の中で、シビックプライドをどう醸成される考えであるのかをお伺いしたいと思います。村長と教育長に併せて、関連があるものは省いても結構ですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長、宗田君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 北條利雄議員の1つ目、デジタル田園都市構想総合戦略と義務教育学校基本構想との整合性についてのご質問にお答えいたします。

本村の最上位計画である鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略では、「健やかな人をみんなで育むむらづくり」を村づくりの方向性の一つとして掲げており、その中で教育環境の充実を重要な施策として推進しております。

昨年策定された鮫川村義務教育学校基本構想は、係る総合戦略の方針に基づき、教育環境のさらなる充実を図るための具体的な施策として位置づけられ、義務教育学校の整備や運営

は、総合戦略との整合性を図りながら進めていくものと考えております。

以上を踏まえ、1点目の学校給食プロジェクトの設立につきましては、学校給食の充実のため、策定委員会の中で検討が行われたところではありますが、最終的には総合戦略に明記するには至りませんでした。

今後はゆうきの郷土づくり検討会など、既存の組織体を活用して、有機栽培や特別栽培農産物を使用したオーガニック給食の提供を検討するなど、村全体で学校給食の充実に取り組んでまいります。

次に、2点目の学校給食の充実とミールキットの製造につきましては、地元産農産物を使用した安全安心な給食の提供に加え、そのおいしさを多くの方に気軽に味わっていただけるよう、食材とレシピをセットにした料理キット「さめがわ給食ミールキット」の開発を進めていきたいと考えております。このミールキットの開発に当たっては、児童・生徒にも参加してもらい、大人と一緒に考え商品開発に関わることで、人間関係の構築や課題対応能力といった生きる力を育むことにつなげてまいります。

3点目のふるさとキャリアの推進についてであります。後ほど教育長より答弁いたします。

4点目のシビックプライドの醸成についてであります。

シビックプライドとは、自分が住んでいる地域に対する誇りを意味します。例えば、地域の農家の皆さんが自ら育てた地元の特産物を学校給食に提供することで、子供たちの笑顔が広がる、そんな光景を想像しながら農業に取り組むことは、地域の自然の豊かさを伝えるとともに、地域への愛着や貢献の意識、さらには自分たちの手で地域をよりよくしていこうという当事者意識を育むきっかけとなります。

このような取組は、地域の力を発揮できるチャンスであり、地域の特産物を広げることにつながるものです。村としてはこうした活動を通じて、シビックプライドの醸成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君に答弁を求めます。

教育長、藤田君。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 8番、北條利雄議員のデジタル田園都市構想総合戦略と義務教育学校基本構想との整合性についてのご質問のうち、3点目のふるさとキャリア教育の推進につ

いてお答えいたします。

鮫川のふるさとキャリア教育につきましては、子供たちがたくましく、自分らしく生きる力を身につけるため、さめがわ学として生活科や総合学習の時間に実施しております。小学校では、鮫川村の川、水、魚の探検、大豆栽培、米作り、文化歴史探訪など。中学校では、鮫川の伝統文化、商店、施設体験学習、ボランティア活動などを実施し、鮫川の地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源、これは人、物、仕事に当たると思いますが、教育資源に直接触れながら学び、ふるさとを愛し、ふるさとに貢献しようという心を育むものでございます。これからも地域に根差す教育として重要であり、継続して実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 先ほど村長から答弁いただきましたが、学校給食プロジェクトの設立、これは総合戦略の中で設立するよという記載がされています。なぜ、これ総合戦略の計画に載っているのに、プロジェクトが実際やられていないのか、活動されていないのかちょっと疑問なんですけど、これからやる予定があるのかどうなのかも含めて、ちょっとご答弁いただきたいと思っております。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 給食に関するプロジェクトチームなんですけれども、これは経過系はちょっと私は聞いていなかったんですけども、ただこれは食育の面でも、こういうチームづくりというのは私は重要だと思いますので、今後、前向きに進めていきたいと思っております。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） いつ頃からこれを設立して活動を進めるのか、時期はいつ頃を予定されているかお伺いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） プロジェクトの時期ですか。

そんなに遅くならないうち、これは学校づくりも今やっていますので、早めに検討していきます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 当然、村の最上位計画でありますデジタル田園都市構想総合戦略、当然これらも含めた義務教育学校も、これらを整合性を持って作成されたと思っておりますけれども、

何か総合戦略と今、教育長がキャリア教育とかシビックプライドの醸成については、一定の今までのを継続して総合学習の中でやれているし、さらに充実させるようなお話されていましたが、やはり今、どのような形でさらに継続しながら充実させていくか、その辺の方向性があればご答弁いただきたいのですが。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） 私のほうからは、ふるさとキャリア教育ということで、これも構想の中に述べておりますが、義務教育学校においては、今までの学校の形態と学習形態が変わってくるということです。

ただ、地域に根差すということで、これまでほぼ学年単位で行われてきた、いわゆるさめがわ学、これがありました。今後、義務教育学校になれば、縦割りの活動が展開できるというふうに考えております。しかも、これが義務教育学校の大きな柱になるというふうに考えておりますし、豊かな自然環境が今度準備されますので、さらなる子供たちのさめがわ学の取組が発展するというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 今、村長、教育長からご答弁いただきました。

なぜ、ここで改めて学校給食の充実についての4点の推進を質問したかというのと、先ほど教育長もお話ししましたけれども、これから義務教育学校を進める上で、今までやってきたことを踏まえて、さらに小・中学校が一緒になる、こどもセンターの乳幼児が一緒になるという中で、さらに変えた形で、さらに発展させる努力が必要なんだと思うんですね。

だからこそ、この学校給食のプロジェクトもそうなんですが、きちんとして、やはり整理しながら進めるということと併せてやるのに、このプロジェクトは絶対必要だと思いますし、そのように総合経営戦略でも載せておくわけですよ。これをやはり、これは昨年9月に改定したのですが、義務教育学校の構想と併せて、これらも含めてやはりきちんとプロジェクトを進めて、さらに発展させるためのプロジェクトを進めていただきたいと思うんです。やはり、義務教育学校もそうですが、食育、食の教育というのも大事ですし、地域の人たちを巻き込んでやっていく。今までのを継続されて、子供たちは頑張っているんな総合学習の中でやられていることも知っておりますけれども、さらに違った形で進める必要は私はあるんだと思うんです。

ですから、この学校給食プロジェクト、ミールキットもそうですし、キャリア教育もそう

ですし、シビックプライドをさらに発展するために、村も教育委員会もさらにご努力いただきたいと思います。村長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 北條議員のおっしゃることは本当にもっともだと思っています。

ただ、私、今度の学校建設に当たっては、子供たちに自然の中で土に触れてもらいたい、今、子供がどうしてもデジタル化で人と人の触れ合いもできない、そういう中で自然に触れる、自然の中で子供たちが自由に闊達に、最初にもお話ししたとおり、そういう学校づくりを目指しています。その中で給食に関しても、確かに近くにあって作る姿を見る、これも大事です。ただ、自分たちが一緒に自然の中でそういう中で体験をする、そういうことによっても食育、そういうもののありがたさも感じ取ることができると思っています。そういう給食センターを併せた学校づくりを私は目指しております。

そして、よく私もマスコミとお話しすることがあるんですけども、学校って、今は人生80年、90年です。そういう中で6、3、3の中で卒業する、これも大事だと思います。ただ、どうしてもその中からこぼれる子供もいます。そういう子供を何とかこういう自然環境の中で育て、食育を含めて教育して学び育てたいという思いがありますので、そこを含めて給食プロジェクトチームなども検討していきます。これで答弁とさせていただきます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 学校給食プロジェクト、実際には活動していないと私は思うんですね。やはり、学校給食のプロジェクトの中にいろんなミールキットの製造だとか、ふるさとキャリア教育、シビックプライドの醸成などもありますけれども、やはりこれを成立するためにも学校給食のプロジェクトをつくって、きちんと片方の食の教育、食育のために、子供たちのためにきちんとした整理をしていただきたい。そして、プロジェクトを成功させるためにもご努力いただきたいということを要望したいと思います。

教育長、ぜひ大変でしょうけれども、義務教育学校を進めながら、これらも含めてさらに進めなきゃならないんですが、教育長の考えをお伺いします。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） ありがとうございます。

まさに鮫川も義務教育学校を建設するに当たって、従来の様々な教育の概念やそういうものを集約してさらに発展させていく、そういう絶好の機会であるというふうに思っております。

学校給食についても、今まで以上に地場産品の活用や、さらにご提言いただいたミールキットの活用なども視野に入れながら、学校給食の充実、食育の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） この総合戦略と義務教育学校の基本構想の整合性、一部別物でやっているような気が最初していたんですが、そういう部分では整合性を取ってやっているんだけど、プロジェクトは設立しないと、していないということではありますが、これからやっていくというお話をいただきましたので、ぜひこれを成功させるために、整合性を取った関連づけを含めて実施をしていただきたいと思います。

それでは、次に2点目にいきたいと思います。

義務教育学校基本構想と複合施設整備についてお伺いいたします。

まず、義務教育学校基本構想における政策プロセス、過程や経過についてであります。

1つは、住民や保護者への情報収集と発信についてであります。

政策プロセスとはプロセス、過程や経過は問題意識を持つところから始まり、政策形成の全ての段階で必要なものであります。情報を基に問題意識を具体化させ、対応方策を考えていくものであります。

義務教育学校基本構想策定には、村民の意見を反映する場として、各団体や組織の代表者による幼保小中教育連携協議会が開催されております。これらは、本村の附属機関設置条例に基づく幼児、児童及び生徒のそれぞれの段階における円滑な教育の連携等に関する調査、審議の目的がございます。5月29日には、公立学校等複合施設整備事業住民説明会が開催されております。さらには、意見、要望等の聴取がホームページなどで利用できるようになってございます。

今後、どのような過程や経過を経ながら情報収集と発信を考えているのか、1点目にお伺いしたいと思います。

2つは、学校給食センターの位置づけと対応についてであります。

学校給食センターは、将来的に義務教育学校の複合施設への併設が想定されるとし、今回の計画から除外され、耐用程度を勘案し、将来移設するとしております。構想には、学校教育における食育の基幹をなすものと位置づける。村内の各施設にも供用できる機能も備えりとされております。

この中で、学校給食センターを食育の基幹をなすものと位置づけることが、現在の給食センターの施設維持や機能と役割を何ら改変されずに基幹とされるのか、さらに村内の各施設にも供用できる機能とは、どのような各施設を想定され、どのような機能を備えて供用することを想定されているのかお伺いいたします。

3つ目は、こどもセンターの併設についてであります。

複合施設にこどもセンターの併設が計画されております。認定こども園を移設併設し、義務教育学校施設整備の供用と学校行事や教育活動での交流が充実するよう工夫するとされております。

幼保連携型認定こども園の食事提供は、保育認定、いわゆる2号、3号認定の子供については、食事の提供を行うことが必要であります。教育標準時間認定での1号認定の子供については、施設の任意によるとされております。しかし、食事の提供を行う施設が必要であり、こどもセンターの給食調理場を単独で併設することになっております。

義務教育学校施設整備の供用と学校行事や教育活動での交流が充実するよう工夫するとしておりますが、体育館などの施設を乳幼児が利用する場合に、トイレの設置形態とか移動や施設利用、バリアフリー、これらの工夫がまさに必要であると思っております。どのように確保されるのかお伺いしたいと思います。

4つは、学校建設スケジュールのカリキュラムについてであります。

学校建設スケジュールのカリキュラム、一定の教育の目的に合わせて教育内容と学習支援を総合的に計画するものであります。この中に、6年度にはさめがわこどもセンター保育計画の整備がうたわれております。さらに7年度には、義務教育学校カリキュラムの設計が計画されております。これらの現在までの進捗状況をお伺いしたいと思います。

5つ目は、義務教育学校の留意すべき点であります。

義務教育学校基本構想では、設置の目的には、設置の狙いと主な教育内容に各6項目、効果に5項目の効果が述べられております。しかし、効果のみならず、考えられる留意すべき点があると思われま。考えられる留意点をどのように理解しているのかお伺いしたいと思います。

教育長、よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） ご質問ありがとうございます。

8番、北條利雄議員の2つ目、義務教育学校基本構想における政策プロセスのご質問にお答えしたいと思います。

初めに、住民や保護者への情報収集と発信につきまして、これにつきましては、令和2、3年の頃から、この構想については村内において住民説明会等で説明がなされているところではありましたが、令和5年度の末から、議長や区長の代表、保護者や園長、校長から成る幼保小中教育連携協議会において基本構想を策定したところでありまして、内容につきましては議会をはじめ民生児童委員研修会、区長、副区長会において説明し、意見を伺ってまいってきたところでございます。

さらに先日、議員さんにも参加していただきましたタウンミーティングを開催し、基本構想と基本設計について説明し、ご意見を伺ったところでございます。また、QRコードから自由に意見、質問が投稿できるようにして、様々なご意見を頂戴しております。

今後は、各施設、こどもセンターや小・中学校、その他それに関わる庁内の各課、教育委員会、教育課、こういうところにも意見を伺う予定でありまして、4月にはその意見等を反映できるかどうかは、これはまだ計画的にはその意見反映については検討しておりますが、7月には広報さめがわにプロポーザルの内容等、構想等について掲載し、ご理解をいただくというふうに考えております。

次に、2点目の学校給食センターの位置づけと対応につきましては、ご承知のように、学校給食の調理場として衛生管理を万全として、安心安全な環境を整え、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達を促し、健康の増進や体位の向上を図る給食を提供しております。また、給食は食育の教材として、この機能を有するため、学校教育の中で重要な役割を担っております。

鮫川村におきましては、この秋にスタートするオーガニックビレッジ構想の下、地元産の食材をより多く取り入れるとともに、バイキング給食やリクエスト給食など多様な献立を工夫し、児童・生徒の食への興味、関心を高めてまいります。

次に、3点目のこどもセンターの併設につきましては、現在の施設は2階建ての旧西野小学校を改造した仕様であり、園舎が大きい、保育室が固定されている、階段が多い、保育活動に支障がある場合があるなどの指摘がございました。このことから、義務教育学校複合施設の建設を機に移設する予定であります。施設整備を供用することも可能であるため、より以上豊かな教育活動が期待されていると考えております。

次に、4点目の学校建設スケジュールのカリキュラムにつきましては、義務教育学校にお

いては、学年をはじめ各種教育活動を教育目標、実態に合わせ、独自に教育課程、これはカリキュラムと申しますか、編成が可能であります。これは法令で定められています。計画、施行、実践、これを段階を踏んで充実した教育活動がスタートできるよう準備してまいる考えであります。

進捗については、本年度、カリキュラムを編成、教員同士になりますが委員会を設けて、学力向上推進協議会のほうでこの場を設けて準備段階に入ろうとするものでございます。

最後に、5点目の義務教育学校の留意すべき点についてでございますが、先進校の様子を伺いますと、それから国の制度等も伺いますと、教科担任制の導入や合同授業の実施、異学年交流活動の活性化、地域、保護者との連携強化の実現などが期待されておりますが、他方では人間関係の固定化、教育環境のマンネリ化、それから児童・生徒の成長への適時対応、そういうことで指摘されている部分もでございます。

さらには、小学校及び中学校両方の免許を持つ教員の配置が課題となるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 基本構想と複合施設整備についての1つ目の住民や保護者への情報収集と発信についてでございます。

早い段階からいろんな情報を入れながら準備を進めてきたというお話もされていましたが、先月は住民説明会もやった、ホームページも開設して意見などの情報収集を集めているということですけども、これからもこのようなやつというのは、当然、情報発信も必要なんです、1つはちょっと関連性が私も不明なんです、地方教育行政の組織とか運営に関する法律に基づく中に、学校運営協議会の設置等に関する規則がございますよね。この中に鮫川村村立学校に設置する学校運営協議会もございます。さらに、今やられている附属機関設置条例の幼保小中教育連携協議会と、規則にある鮫川村立に設置する学校運営委員会のこの2つの協議会、これの整合性と関連づけ、すみ分けというか、どのような位置づけで運営されているのか、再質問をさせていただきます。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） ありがとうございます。

議員おただしのように、法令に基づいた組織として学校運営協議会というものがござい、これは各学校において地域住民と有識者による学校経営、または人事組織に関する意見

を行う場であります。

本村では小学校1校、中学校1校ですので、それぞれの学校で行うのではなく、2校をまとめて実施しているところがございます。令和5年度に設置されまして、実際には本年3年目ということですが、各学校の経営方針、これをまず承認する。その前に校長等の経営方針を聞くわけですが、それを承認して、そして授業参観等を行って、また懇談をしながら、学校教育の推進に資する会であるというふうに思っております。鮫川では給食の試食などもしていただいて、好評をいただいているところです。

したがって、この学校運営協議会は、学校教育のソフトの部分の委員会であるというふうに認識しておりますし、そのとおり活動しております。

一方、幼保小中教育連携協議会につきましては、これは義務教育建設に当たってのハード面の、それから中の様式等の、構造等のそういうふうな、あと機能も含めたハード的なものの協議をするために、鮫川村において設置した附属機関であります。これまで昨年度3回、今年度3回開いてございますが、今後ともこの協議会については開催してまいる考えでございます。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 今の学校運営協議会、それから幼保小中教育連携協議会への組織の違いは何かということで、今、教育長から答弁いただいたんですが、今、教育長がご答弁したソフトとハードの違いがあるという話なんです、ここに設置に関する規則、私、持っているんですが、この中には教育課程の編成とか学校運営計画、さらに組織編成に関する事、それから予算編成とか執行に関する事、さらに施設管理及び施設設備等の整備に関する事、その他必要と認める事項になっているんです。ですから、ソフトもハードも一緒なんです。

なぜ、今の教育長の認識ではソフトとハードの違いがあるんじゃないかと、全く違うと、全く同じじゃないかと。さらに、学校運営協議会は地域の住民の意見を聞きなさいと、全くやっていることが同じじゃないかと。なぜこの2つの協議会が、これ私、見ていて何で同じことを2つの協議会をつくってやっているんだろうと逆に思ったんですが、この辺の分け方、これをちょっと後で規則読んでいただければと思いますので、私、これ持っています。それにはソフトもハードも関係なく、学校運営に関することはやるんです、施設整備も含めて。それは幼保小中連携協議会の云々というか、それも同じような中身でやっているんですね。

ですから、この協議会をなぜ2つも持ってやるのかなと、ものすごく疑問を持ったんです。これらに関してもう一度、ご説明をお願いします。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） 学校運営協議会につきましては、法令としてさきにあります、それまでは学校評議委員会等の設置が義務づけられておりました。それが学校運営全体で学校を支援しようとか、充実させようということで法令に位置づけられておりました。当初は、なかなかそれが浸透せず、本村におきましても法令制定後、一定の期間がありまして、それを位置づけたわけでございます。学校運営協議会のほうですね、それが先行してございました。

新たに義務教育学校の設置について、どういう形で意見収集し、ご意見を伺うかというふうに考えたときに、またそれでは大まか過ぎであろうという、学校運営協議会では、そういう考えがありまして、より具体化に義務教育学校に特化したような形での委員会を設置したところです。

おっしゃるように、将来的には、この学校運営協議会は義務教育学校においても機能していかなければならない、法令に基づく学校運営協議会であると思っておりますので、そのような対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） すみ分ければ、法令に基づくものと、村の附属機関に関するものがあるんですが、やっていることは同じじゃないかなと私は思っていたので、この辺の整理の仕方も含めて、何も2つも必要ないじゃないかと。ならば学校運営協議会の中で同じようなことをやっているんならば、1つにまとめてやったらいいんじゃないかなと私は思っていますので、ぜひその辺をちょっと考えていただければと思うんです。

情報発信と情報収集、これは教育長も村長もよく言われているんですが、この基本構想って、村にとって百年の計以上になるという重要な大きな構想であるということをおっしゃっています。当然、学校とか在籍生徒、保護者や地域住民、さらには本村の出身者や周辺自治体の関心も高くなっております。意見などの情報収集、それから情報発信は極めて大切なものであります。あらゆる機会を通じて、細部にわたる情報収集と発信のご努力をさらにお願いをしたいと思います。

次に、2つ目の学校給食センターの位置づけと対応についてであります。

給食センターの併設については、今年の3月定例議会で、7年度一般会計予算提案の中で公立学校複合施設設計業務2億500万円でも質疑をしております。教育長と村長答弁を要約すると、複合施設から給食センターを除外するとしておりましたが、理由として大まかに3点の答弁がございました。

1つは、小・中学校と比較して、改修後での古殿町との供用開始が10年で、耐用年数が延びているということなのですが、これ10年じゃなくて18年で、今年で19年、これ答弁誤りですよね、10年じゃなくて19年になるはずですね。これは、この前の答弁では10年と言っていましたので、直していただければと思います。

それから、村の計画で、令和30年以降に建て替えの計画があると。一緒の建て替えには膨大な予算が必要であるということなのですが、令和30年以降の建て替えの計画というのは、何に基づく計画であるのか、ちょっと私、いろんなのを調べたんですが、出てこないんですね。この計画って村でいつ計画されているのかちょっと分からないので、これも聞きたいと思います。

それから、3つ目には、古殿町との給食業務協定を締結しております。協議が必要であるとしておりますけれども、将来的に義務教育学校の複合施設への併設が想定されると答弁されておりますけれども、3月の答弁内容によりますと、構想の複合施設から給食センターを除外するとのこれらの決定、どの段階で決定されたのかお伺いしておきたいと思います。

○議長（前田武久君） 答弁は、教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） ありがとうございます。

先ほどご指摘の10年経過しているというのは18年、19年の間違いだというふうに思います。今、確認いたしました。ありがとうございます。

次に、耐用年数で、建て替えの時期でございますが、これは建物のできた時期、これから耐用年数を見込んでの答弁でございました。

この建物は平成10年3月27日に竣工しておりまして、4月から稼働しておりますので、耐用年数を考えますと、今後30年後にはもう60年を超えてしまうわけですので、その前には建て替えをするということの意味でございました。そういう計画等に載っているという判断ではございません。単なる構造上の耐用年数でお答えしたところです。

さらには、古殿町との関係性でございますが、古殿町とは平成18年より協定を結んで、鮫川村の学校給食センターより供用しているところでございまして、現在は両方で500食を供用しております。

古殿町との協議を早くすべきではないかと私の答弁からご指摘がございまして、まず初めには教育委員会、教育長との調整、さらに5月には町長との話し合いをしたところでございまして、古殿町との給食についての共同形態については、今後とも連携をしていくというふうを確認をしたところでございます。

これまでも施設設備の負担の在り方については、全ての経費を鮫川村の給食数と古殿町の総数からそれぞれの給食数で半分して負担することとしておりますので、給食センターがもし移設することになれば、両方の自治体に応分の費用、予算が生じるということでございます。これについては、今後とも古殿町と具体化な話を通して、建設の計画、それから規模、そういうものを十分に協議しながら進めてまいりたいと思います。

私からは以上です。何か不足があれば、またお願いします。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 給食センターの耐用年数のことです。

給食センターは平成8年に建築されて、今年で29年ですか、古殿町との供用開始が平成18年ですから、今年で19年になります。鉄骨造りの耐用年数は40年、財務省令でいきますと、これは平成28年度出しておりますが、38年であります。さらに、給食調理の場合は、逆に30年、特に頻繁に使う給食調理場の場合、30年くらい見てもいいという話がありますが、でも従来型の改築中心でいくと、頑張れば50年はもつだろうとされています。さらに、長寿命化方式を取れば、さらに80年もつ、倍もつということも言われています。

古殿町との供用開始前に当然、長寿命化方式というのは多分取っていないと思うんですね。ただの増改築だけだと思うんですね。だとすれば、幾ら頑張ってももうあと10年ぐらいだと思いますので、この辺のことは、もう10年というとなんか遠い将来じゃないときにもう完全に建て替えが来ますよということなので、この辺はもうきちんとそういう計画を立てる。先ほど計画に載っていないのでという話をしましたけれども、やはりきちんとした計画、予算も大変でしょうから、この辺もきちんと含めた改築計画を立てるべきじゃないかと私は思っています。

さらに、古殿町と学校給食に関する事務の委託の実施に関して、これは平成18年4月に契約が成立されておまして、同じ月の18日に締結があります。教育委員会関係では協議されているんですが、差し支えなければ古殿町さんとの協議の結果とか内容を、2回ほど多分やっているんだと思いますが、それらについてお話しいただければと思います。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） いろいろありがとうございました。

古殿町との協議は、これまで2回行ったところですが、結論的に言いますと、一緒にやりたいと、一緒にやっっていこうということで一致しております。したがって、給食センターの併設、これにつきましては、今後の基本設計策定の過程の中で、現在行っている協議会やその他村民の要望等を踏まえながら、これは柔軟に対応してまいる考えであります。

したがって、今、判断できかねているところですが、そういう方向でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） ほかの自治体との協議というのは、鮫川村で義務教育学校を進めるのはいいんですが、やはり食育の基幹である給食センターがこういう状態にあるし、今回は計画から除いているんですが、やはり3月も私、言ったんですが、この食育とか給食施設というのは、学校に併設するのがベターだということも言われていますし、これから改築する場合は、給食センターをきちんと併設して、食育の基幹をやはり目に見える形でやるべきだというのが国の考え方でもあります。ぜひ、これから併設するというので、場所もあるのかなんてちょっと疑問に思っちゃうんですが、それも含めて、この給食センターも含めて、きちんと考えていただきたいと思います。

それから、3つ目です。こどもセンターの併設です。

先ほど、単独で調理施設を造るというのが計画もされておりますけれども、こどもセンターを併設することによって、公共施設を供用するという話ですから、この前の5月29日の説明会でも住民の方から質問がありました。

乳幼児が利用するのに、バリアフリー、これをどう確保するのかと。絶対に必要なわけですよ。一般の小・中学生と違って、階段でもそうですし、トイレもそうなんですが、そういう部分でのやはり今まで小・中学校で考えられなかったものが必要になるはずなんです。これはやはり共用するのであれば、一番弱い立場にある幼少の子供たち、これらのことをきちんと考えた施設設計をやはりやるべきだと思うんです。

それから、一般の方も利用できるようなものがありますよね。だとすれば、一般の方は健康者ばかりではございませんので、当然、障害を持っている方もおられます。この人たちも利用できるようなトイレ、施設のバリアフリー、これは十分に考えないと、言葉だけじゃなくて、やはり共用するには絶対必要だと思いますので、これらも教育長はどのように考え

ているか、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） ありがとうございます。

こどもセンター、やはり零歳児から5歳児まで入っているということでございます。したがって、隣接するに当たってもそのような問題が生じてくるということでございまして、基本的には、それぞれの施設において境界を明確にして、そして共用できる部分は、ちゃんとした管理の下に共用していくということが非常に重要だろうと思っております。

あとバリアフリーについては、これはもういかような施設であれ、今これは十分に機能させるような施設設備が大切でございますので、十分に配慮しながら設計のほうも行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） バリアフリー、これから学校に限らず、いろんな施設にはバリアフリー、いろんな用法、それから高齢者、障害者を含めたバリアフリーというのは当然必要なんです、これら辺は最大限に注意しながら建設を進めていただきたいと思います。

次に、4つ目の学校建設スケジュールのカリキュラムです。

これ6年度にさめがわこどもセンターの保育計画の整備がうたわれておりました。これは策定されていたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） こどもセンターの教育計画でございます。

これにつきましては、毎年度、認定こども園さめがわこどもセンターにおいて策定し、実施し、評価しているというところでございます。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 昨年度、策定するとうたわれていて、今年は義務教育学校のカリキュラム設計を計画するという事だったので、当然、計画に、去年9月に策定された基本構想なので、もう当然昨年だから、構想ができたならばすぐ始まっているのかなと私は認識していたんですが、それがされていないで、実際は保育計画の整備がされていないということですので、当然、義務教育学校のカリキュラムの設計計画と併せて、やはりこれもきちんと進めていただきたいと思います。

次に、5つ目の義務教育学校の留意すべき点についてであります。

当然、義務教育学校の教育内容6項目、効果も5項目、先ほど質問しましたけれども、述べられておりますけれども、私が考える留意点、教育長と同じような認識になるんだと思うんですが、まず私の留意点として、この義務教育学校、教育長も言われましたけれども、人間関係が固定化しやすいということであります。当然、義務教育学校は人間関係が固定化しやすい傾向にあると思われまます。基本的には、小・中で9年間、幼保年数を含めれば十五、六年になります、長期年数にわたります。大きく人が入れ替わることがございません。

人間関係が固定化してしまうと、いじめに遭ったり、弱い立場に追い込まれたときに抜け出しにくくなること。そして、同じ人間関係が当たり前だったことから、卒業後の新たな人間関係になじめなくなることもあるのではないかという懸念があります。人間関係が固定化しやすい義務教育学校だからこそ、外部の交流や心身の成長を促すサポートが必要ではないかと思いますが、これらの固定化しやすい部分でどうお考えか、ご答弁いただきます。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） ありがとうございます。

固定化しやすいということは、1つの集団として、1つの学校に学ぶわけですので懸念されますが、従来の学校ですと、学年縦割りの活動が多いということでもございました。そして、このような人間関係の固定化という課題も見えております。

したがって、学習はもとより、教育活動全般で縦割り式の活動を進めていくということとは大事だというふうに考えております。例えば、清掃活動においては、エリアごとに各学年が交流して行ったりとか、それからキャリア教育であるさめがわ学については合同で行うとか、そして様々な発表会においては合同で行うとか、そういうことを積み重ねながら意識して固定化を避けるように、そしてそういう場合が生じた場合には、カウンセラーとその他保健師とかでいろいろ相談体制が組めるような体制を整えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 人間関係が固定しやすい、さらには高学年生徒が低学年生徒に及ぼす影響についてであります。

義務教育学校では、高学年生徒が低学年生徒に及ぼす影響に配慮する必要があるんじゃないかなと思います。なぜなら、小学校1、2年生の低学年から中学校3年生の高学年まで同じところで9年間、先ほど言ったとおり、幼保を含めれば十五、六年になります。例え

ば、高学年生徒が起こす、ないとは思いますが、暴力とかいじめを低学年生徒が目にしてしまうと、精神的に悪影響を及ぼす可能性があります。また、身体的に大きな違いがあるため、低学年生徒が休み時間、自由に遊べなかったり、気を遣ったりする可能性もあると思われます。これらへの配慮が必要だと思いますが、どうお考えか。

さらに、学年数、学級数が多く、細部に目が届きにくいということもあります。義務教育学校では、児童・生徒一人一人に目が届きにくい場合があると思われます。9学年にわたる学年数と学級数であり、その分、児童・生徒が多くなります。特に、学年や学級についての情報が入ってこないといった状況になりかねないと思います。積極的に教員間で情報共有を行うことはもちろん、一人でも多くの生徒に目を届けられるように、生徒の管理体制を整える必要性があると思います。これらについてどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） お答えしたいと思います。

やはり新しい学校でございます。それから、様々な課題が想定されます。それは、通常の学校においても同様でございます。やはり一つ一つの課題に対しては、組織を活性化させて指導体制を整え、そして教員間で情報共有をしながら、1つの教育目標に向かって児童・生徒を育成する。そういう本来の教育活動の充実が求められるというふうに思っておりますので、十分、学校教育の機能を生かしたものを展開していくということで考えてございます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 最後に、教育長からもお話いただきましたが、教員の小・中両方の免許取得についてでございます。

義務教育学校では、小学校、中学校両方の教員免許が必要になります。義務教育学校では、小学校、中学校に関係なく、担当する必要があるためだと思います。しかし、当面の間は、両方の免許がなくても義務教育学校で働くことは可能ともされております。とはいえ、いずれは小・中両方の教員免許が必要になるため、義務教育学校で指導しようと考えている場合は、事前に小・中両方の教員免許を取得しておく必要がございます。将来にわたることになるとは思いますが、これらの現在の対応と考えをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） まさにおっしゃるとおりでございます。現在、福島県には10校の義務教育学校がございます。

ご指摘のように、全ての教員が小・中の免許を持って、そこで職務に当たっているという

わけではありません。ただ、理想とするのは、小・中の免許を持って教育活動に当たる。こういうことをございまして、私どもとすれば、人事を担当する県教委のほうには、今から相談をしております。もし、スタートすることになれば、そういう小・中の免許を持っている教員が数多く配置されることが望ましいというふうに考えております。

そして、ただ義務教育学校といいましても、それぞれ学年のブロックというのを構想する必要があると思ひまして、1、2年生のうち小学校の学級担任制を取ると、少し大きくなれば一部教科担任制を取るといふような形を考えております。上学年になれば、これは教科担任制でございます。そのほか、教員が2つの学校集まるわけでした、想定26名になる予定ですので、それぞれがサポートするというようなことも考えられまして、そのような校務分掌も考えながら、当面取り組んでいく予定でございます。最終的には、小・中の免許を持つ教員がそろって学校教育活動を進めていくということは理想であると思ひております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 義務教育学校に当たっては、いろいろ課題、問題がこれからも出てくると思ひます。

この構想というのは、村の一般行政とか教育行政にとっても大きな一大イベント事業であります。財政的にも、この前の公民館で行われた説明会の中でも、教育長の答弁の中で、昨今の値上がりからすると30億以上を想定して、しかし建築の55%が国庫補助で、残りが起債で充当するというお話をされておりました。それにしても地方交付税で一定の部分が補填されるにしてもすごい額です。30億を超えるということは、村の一般会計予算、鮫川の1年間の予算を使うわけですよ、何だかんだ言っても。これは、他の事務事業に影響を及ぼさないのかどうかというのものすごく不安もございまして。当然、影響を少なくする工夫が必要であります。

村長、教育長が言っているとおり、この事業、百年の計以上に想像する最も重要な大きな構想であります。開校までには、クリアしなければならない想定外の課題や問題が発生するかもしれません。それらを一つ一つ解決されながら、開校を目指していただきたいと期待もしております。これらも含めて、私からの長い一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

◇ 緑 川 茂 君

○議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

[9番 緑川 茂君 登壇]

○9番（緑川 茂君） 9番、緑川でございます。

一息入れたいところでありましてけれども、私のほうから2点ほど質問をさせていただきます。

まず、最初の質問であります。強滝地内の景観整備についてでございます。

県の自然環境保全地域として指定されている強滝は、江竜田の滝とともに本村の代表的な景勝地であります。

この強滝は、四季折々に景観を楽しむことができますが、特に秋の紅葉シーズンには、多くのカメラマンや観光客が訪れます。この紅葉の美しさは、以前、NHKの天気予報の時間に、字幕のバックに映像がしばらくの期間放送されていたことがありまして、溪流の流れと色鮮やかな紅葉がきれいに映し出されていたのを鮮明に記憶しております。

また、小学校が統合される前の鮫川小学校の卒業文集の表紙は、決まって平仮名で「こわだき」というタイトルであったことを思い出します。それだけ昔から親しまれてきている場所であるかが分かるわけでありまして。

そして、川沿いに並行して走る国道349号は、幅員が狭かった区間の拡幅改良工事が3月に完了いたしまして、円滑な交通が確保されるようになりました。道路もよくなり、今後さらに来訪者の増加が期待されることから、景観の向上、魅力アップを図らなければならないと思います。

特に、川の下流側の民地箇所におきましては、地権者の協力をいただきながら景観整備をする必要があると思っております。このようなことから、今後の整備計画はどうかをお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長、宗田君。

[村長 宗田雅之君 登壇]

○村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の強滝周辺の景観整備についてのご質問にお答えいたします。

強滝の自然環境保全地域は、原始性の高い植物の群生が確認されたこと、また滝の形状や柱状節理の特異な地形を有していることから、昭和50年に県から認定され、以降、景観の保全と遊歩道の維持管理が行われてきました。議員ご指摘のとおり、国道349号の改良により、

スムーズな交通が確保され、新緑や紅葉を楽しむ方々が増えるものと考えます。

村では、まず初めに森林経営管理計画を策定し、森林環境譲与税を活用して、環境整備ができる体制の構築を図ってまいります。また、県の環境保全整備計画に沿った形で、民有地を含めた計画を策定し、所有者の協力を得ながら進めてまいります。

以上、9番、緑川茂議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） ありがとうございます。

そういう計画があるということで、ぜひ進めていただきたいなと思います。

強滝を流れる鮫川は二級河川ということで、県が管理をする河川でありますけれども、例えば河川内の草刈り、こういった景観整備をする場合には、あらかじめ土木事務所のほうに連絡をするかと思いますが、そういった場合に県のほうから支援のようなものはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 支援のほうは、担当課に説明させます。

○議長（前田武久君） 地域整備課長、鈴木隆寛君。

○地域整備課長（鈴木隆寛君） 地域整備課長です。

県からのそういう支援はあるのかということなんですが、国県道の刈り払い作業を実施しております。それとはまた別に、年3回の村民全体でクリーンアップだったりというところの作業があると思うんです。その部分に対して、草刈りの刃、それから燃料という部分では、若干ではありますが支給はされております。

以上です。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 分かりました。ありがとうございます。

この自然環境保全地域でありますけれども、調べてみますと、県内で47か所指定されております。このうち郡内では、ここ強滝と江竜田の滝、この2か所しかありません。本当に誇らしいことであると思っております。

国道側からの眺めはもちろんいいんですが、橋を渡りまして遊歩道を下っていきますと、連続したすばらしい景観を見ることができまして、日頃の疲れた体のリフレッシュと、溪流の流れる音からとても大きなエネルギーをもらえるような、そんな感じさえいたします。

こういった誇れる自然環境に恵まれた観光資源でありますので、交流人口の増加面からも

もっとPRを強化すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 私も議員当初から、強滝の景観整備は、村づくりにとって本当に重要な施策だと思って、議員のときも当時の長に質問をした経緯もあります。まさにあの景観、私は今言った河川道路側の雑草、これを担当課にも何度も指導して、草刈りを村ではやっていると思います。

そして、私は環境づくり、景観づくりは、村を推進するためには本当に重要な施策と考えておりまして、まず入り口の強滝の整備、そして3月に植栽した村の温泉、さざり荘の紅葉の植栽、そして鹿角平、江竜田の滝、こういうすばらしい景勝地を整備することによって、関係人口、人を集めることができる、そういう思いで今もやっているところでありまして。人が集まれば産業も農業も全て成り立つ、そういう村づくりが本村の村づくりだと思っておりますので、今後ともしっかりと対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） よく分かりました。

質問については以上なんですけど、橋の入り口に案内板などの看板類が数枚設置されておりますけれども、そのうちの看板で表面が汚れていて傾いているものと、それから全く文字が消えてしまっている看板がございます。こういった看板関係というのは、訪れる人が最初に見るところでありまして、印象に残るところでもあります。ぜひ、この辺、対処していただきたいなと思います。

そして、強滝のよさ、魅力を多くの人に知っていただきまして、村外からの観光客が増えることを期待したいと思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。

義務教育学校の開校目標についての質問であります。

昨年9月に行われました全員協議会におきまして、義務教育学校基本構想についての説明会がありました。また、先日はこれについての住民説明会も開催されまして、多くの村民の方々の出席があり、いろいろな意見や要望などがございました。

その中で、令和10年度の開校を目指すということで、現在それに向けて進められております。早期開校を目指したいという執行側の考えは理解できますし、私も一年でも早い開校を望んでいるところであります。しかし、10年度の開校ということは、9年度内に工事が完成しなければならないということになります。今後、敷地造成工事が行われるわけですが、用

地の問題や、それから残土処理の問題など、様々な手続と対応が生じてくるものと思われます。その後に建物の建築工事や外構工事ということになりますので、かなりの時間を要することになります。

村民の関心も高まってきております。実質的な工程を組み直した上で、開校の目標を設定すべきと思いますが、教育長の見解をお願いいたします。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君に答弁を求めます。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 9番、緑川茂議員の2つ目、義務教育学校の建設工程の組み直しについてのご質問にお答えいたします。

義務教育学校と複合施設につきましては、教育課内に本年度新たに義務教育学校等開設準備室を設け、作業工程の見直しや精査を行いながら基本設計を作成中ではありますが、基本設計の工期を8月末まで延伸し、より幅広く意見を反映させてまいりたいと考えております。

一方、この間やむを得ず建設の工期の見直しが必要な事案が出てまいりました。1つは、旧鮫川校の校舎撤去に係る工事の工程が示されたことでございます。県は、当初の計画より約1年間延伸し、令和9年3月までの工期を示しております。

2つ目は、国道の払下げに伴う事務手続について、県から1年6か月の期間を要すると示されたところでございます。1年6か月という期間については、現在調整中でございます。

したがいまして、当初、令和10年度を目標としておりました開校であります。現状では、令和11年度中に完成するかどうかとも困難な状況になってきております。今後とも実質的な完成時期を見極めるとともに、開校目標の変更を議会及び村民にお知らせしてまいり所存でございます。

以上、9番、緑川茂議員の2つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） いろいろな今度、問題が見えてきたというようなことで、目標も先に1年、2年ずれたとしても、やはり将来にわたって使用していくものでありますので、十分にその辺は協議をしながらお願いしたいと思っております。

特に子供がいる保護者の皆さんは、今まで10年度開校ということで、いろいろなことで伝わっていると思ひまして、10年度開校に対する期待感、こういったものも大きいものだと思います。途中で開校が遅れるということになりますと、期待を裏切ることにもなりかねませ

ん。早いうちに、今の段階で開校目標を修正しておいたほうがいいのではないかとというようなことで、今回取り上げた次第でございます。

以上で、私の一般質問を終わります。

◇ 森 隆 之 君

○議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 6番、森でございます。

大体、午前中の一般質問が今で終わりかなと思っていたんですけども、急遽呼ばれたので、できるところまで質問したいと思っております。

私の一般質問なんですけれども、2点ほどお願いいたします。

まず1点目、教育長にご質問させていただきます。

鮫川村の教育支援補助制度について。

昨年の6月議会で、教育支援制度の補助額の見直しについて一般質問をいたしました。教育長の回答では、補助額の見直しよりも、鮫川村ならではのさらなる支援の在り方について検討するとの答弁でございました。

新しい支援の在り方は、その後、新設されたのでしょうか。また、世の中でこれだけ物価上昇の状況でございます。金額の見直しはされないのでしょうか。教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君に答弁を求めます。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 6番、森隆之議員の1つ目、鮫川村の教育支援補助制度についてのご質問のお答えいたします。

昨年6月にお答えした新しい支援の在り方については、児童・生徒数の状況と財源を勘案し、現在も検討中であります。

一方、これまでの支援事業については、引き続き小学校の英語宿泊研修を支援するため、1人当たりの経費の増額改定に対応して予算を増額するとともに、本年度からは英語能力検定の無償化を新たに小学生程度が受検する検定まで拡大いたしました。

また、昨年度におきましては、中学3年生を対象としたサマースクールを夏休み8日間から10日間に延長するとともに、冬休み2日間を追加したところであります。

現在の物価上昇に対応するための補助制度における金額の見直しにつきましては、教育委員会においては、検討はしておりますが、村全体で捉えますと、国による低所得世帯向けの給付金の支給や、本村におきましても全世帯を対象として商品券を発行するなどの施策を実施しております。また、昨年10月からは、児童手当が高校生までも支給の対象とするなどの制度の拡充が実施されております。

教育委員会におきましては、今後ともさらなる支援の在り方について、引き続き検討を怠らない考えであります。

以上、6番、森隆之議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） ありがとうございます。

今のところ、まだ昨年回答されました新たな取組方については、まだ検討中だということで、今後、お考えがあることでしょうかけれども、私なりにいろいろ、いろんな方からお声を伺ったんですけれども、特に今年度、鮫川中学校を卒業して行って高校に行った方々、また次年度、高校に通学される方、まずあおぞらバスがちょっとなくなってしまったということで、福島交通に委託して、1,000万程度なんですけれども走らせていただいていると。

ただ、実態を見るとなかなか、棚倉方面に行くバスなんですけれども、棚倉方面というのは、皆さんご存じのとおり棚倉高校がなくなって、修明鮫川高校がなくなって、修明高しかない。ましてや隣の塙町の塙工業高校もなくなってしまったと。そうすると、修明高校に通っている生徒が何人いるかという、鮫川でもそんなに人はいない。なかなかバスはそこまで利用はされていない。ましてやバスを利用するかと思いきや、自家用車で部活動の関係で送り迎えしている家族が多いんですよ。そうすると、なかなかバスの必要性というのどうなのか。

また、ほかの学校に行っている方々、石川町の学法石川や矢吹の光南高校。あと、白河ですと白河実業高校、旭高校、白河高校。また、郡山地区ですと、浅川から電車に乗って、安積黎明とか等々ありますけれども、それにはどの高校を見ても保護者の送り迎え、また公共機関を使わなきゃいけないバス、また電車の通学なんですけれども、そこまでも送り迎えをしなきゃいけない。

そうすると、なかなか通学助成金、今まで1万円ということで頂いていたんですけれども、相当負担が大きいのかなという形になると思うんですよ。これが、金額が幾らだということではなくて、やっぱり世の中の状況を見て、多少なりとも村で支援しますよという姿を見せ

ないと、ずっと制度があるからいい、中を見直ししなくてもいいとなるとなかなか、鮫川の人口増加を見込んでいるんですけれども、若い子たちは鮫川に戻ってこない。来ても、子育てするときにやっぱり子供たちを送り迎えしなきゃいけないな、それなりに負担があるな、だったら近くにある浅川町とか棚倉町で家を構えて、そこから公共機関を使って、勉学に励んでもらいたいというのが普通の親だと思うんです。

やっぱりそういうところを考えると、ちょっと村としても、もう一步気持ちを見せていただきたいなと、考える方向でいただきたいなと思うんですけれども、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） ありがとうございます。

高校生の就学支援による制度に伴う補助ですけれども、これ統計を見ますと、令和4年が80名、令和5年が72名、令和6年が77名、令和7年の予算として77名でございました。今、少子化は小・中学校においても顕著に見られますが、高校生はこういうふうな状況で推移しております。私の考えとすれば、この数が減ってくれば新たな補助金の上乗せというのは可能になるだろうと思いますし、やはり社会情勢を見れば、かさ上げが必要だというふうには思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 森君。

○6番（森 隆之君） 今、令和4年から令和6年までの人数を教えてくださいましたが、これはたまたまこの3年間だけ人数が多いだけなんですね。今後、ぐっと減ると思います。小学生の今3年生を見ていただければ分かると思うんですけれども、6人です。6人で、結局その子たちが高校へ行くときに、6人しか行かないんです。そうすると、補助額もいっぱい出せるんでしょうけれども、それは人数に関係なく、税金は平等ですから。均等に平均的に手当てをしてやる、支援してやるというのが私は普通だと思っております。

なので、もうちょっと検討していただいて、ちなみにですと今、棚倉から白河まで、今まで2年前、1か月のバスの運賃が1万8,000円でした、定期が。それが今年はまだ2万2,000円になっております。4,000円上がっているんですね、1か月間で定期が。それを3か月間買うとやっぱり6万、7万近くいってしまう。プラス保護者が自家用車でバス停まで毎朝、夕方送り迎えをするという、それを考えるともうちょっと手厚くしていただいてもいいのかなと。また、修学旅行の支援金なんかも、ガソリン代とか宿泊施設、インバウンド効果で宿

泊施設が上がっているということで、こちらもお金が上がってくると思います。なので、こちらのほうもちょっと何とか村のほうで、辛いでしょうが考えていただいて、お願いしたいなと思います。

あと、最後に1点なんですけれども、いろんな議論があります。子供たちに手当てしていただくとかという願いがあると思います。村民からも願いが来ると思います。その際、一緒にしていただきたくないのは、今、義務教育学校を設立するから、新たな建設をするからということで、それと一緒に関連づけはしないでいただきたいと。予算は予算でまた別だと、教育的に使う今現在の予算はまた別で、義務教育学校の設立は義務教育学校でまた新たな予算を組まなきゃいけない。これを建てたがために、村の財政は大変だと思います。ただ、そこで今より厳しい状況で、子供たちに対して助成金が厳しくなるとか、そういうのだけはちょっと避けていただきたいなと思うんですけれども、教育長のお考え、どうでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） ありがとうございます。

当然、そのように承知しておりますし、そのように進めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） そうですね。

あと、村の役場の方も大変だと思うんですけれども、なるべく考え方としてはそういう考え方で、義務教育学校とあと子供たちの支援はまた別物だよと。今までの支援はそれをそのままして、義務教育学校は新しく大人の人たちが知恵を出し合って、村民みんなで考えましょうという考えでいっていただきたいなと思います。

以上をもちまして、私の1つ目の質問を終了させていただきます。

○議長（前田武久君） ここで13時15分まで休憩いたします。

(午前11時58分)

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時15分)

○議長（前田武久君） 引き続き一般質問を行います。

6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君） 引き続き、私のほうから2つ目の質問に移させていただきます。

県道71号線の工事進捗状況についてでございます。県道71号線、勿来・浅川線の大房から中内区間、道路幅員工事の進捗状況と今後の工期予定、またこの道路は県の管轄でございますが、村としての県への対応をお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長、宗田君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 6番、森隆之議員の2つ目、県道71号線の工事進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の主要地方道、勿来・浅川線の工事の進捗状況についてですが、村では県に対して、勿来・浅川線道路改良の要望活動を長年にわたり行ってまいりました。こうした長年の活動が実を結び、檜久保地内から遠ヶ竜地内の未改良区間約950メートルのうち、令和7年度から檜久保地内の用地買収を進め、次年度も引き続き用地買収を進めるとともに、予算を確保し改良工事を進める話を県よりいただいております。本路線については、先頃行われた知事との懇談の機会を捉えて、改めて整備を要望したところであります。

今後あらゆる機会を捉え、未改良区間の早期完了に向けた要望活動を実施する考えでありますので、議員各位のご協力とご支援をお願いいたします。

以上、6番、森隆之議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） 今、進捗状況を伺いました。やっと今年度から用地買収が始まるということで、今年度から予算がつき始まったのかなというふうに考えます。

村としても、管轄ではないんでしょうけれども、県に対して半年に1回でもいいですし、1年に最低2回くらいは工事の進捗状況、また次年度予算が幾ら確保できるのか、まず予算がつかないと工事は進まないの、継続的な予算の確保を要望していただきたいのですけれども、その点に対してはどうでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 私も昨今、あまりにもこの工事が動かない、姿が見えないということで、まず県南土木事務所の所長とのお話合いを持ちました。その後、何の返答もなかったものですから、改めてまた棚倉事務所に要請したところです。その結果、私が要望したのは、福島県の施策、人を増やす、人口を増やす、いろいろ県知事はお話ししております。県もお

話しております。そういう中で、道路のアクセスが悪くては、人はそこに住めないし、来ないでしょうということで、県南事務所にも、土木事務所のほうにも何回も要請したところでもあります。

そうしたところ、村のほうに、県南土木事務所の部長さんがおいでになりまして、まずは檜久保、モリヒロシさんの先のカーブ、あのカーブから用地買収をやりまして、そして順次進めるという方向性をいただきました。そのためにも、予算の確保に対しては一生懸命、私も交渉したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（前田武久君） 森君。

○6番（森 隆之君） 今、村長も力強くバックアップしていただくということで、力強い回答をいただきました。今後とも村と県で協力していただいて、随時コミュニケーションを取っていただいて、さらなる継続に期待したいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

◇ 青 戸 義 之 君

○議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

3番、青戸君。

〔3番 青戸義之君 登壇〕

○3番（青戸義之君） 3番、青砥です。

業務委託等の検証、評価についてを質問いたします。

施策を遂行するため、多くの業務委託や指定管理業務の予算が計上されております。費用に対し、どのような成果が得られたのか、また検証、評価をされているのか伺います。

あわせて、それにより、今後どのように施策に反映していくのか伺います。

お願ひします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長、宗田君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 3番、青戸義之議員の業務委託等の検証、評価についてのご質問にお答えいたします。

行政課題の複雑化、高度化が進む中、限られた職員数で多様なニーズに応えるためには、

民間事業者の専門的知見を活用することが不可欠であります。本村では、業務委託や指定管理者制度の導入により、行政運営の効率化とサービス維持の向上を図ってまいりました。これにより、直営よりもコストを抑えつつ、質の高いサービスを提供できていると考えております。

業務委託の具体例として、例えば筋力づくり教室においては、スポーツクラブを運営するルネサンスから継続的にフォローアップを受けている運動サポーターが、筋力づくりやストレッチ、脳の活性化を促すシナプソロジーなど、プログラムを実施し、質の高い介護予防事業を展開しております。

また、住民と村外の人が、鮫川の風景や魅力を画像で共有、交流できるウェブサイト「さめがわむらぶ」を業務委託により開始しており、関係人口の創出拡大につながっております。

指定管理者制度についても、手・まめ・館について、鮫川村農産物加工直売所運営協議会を指定管理者として指定し、運営を委ねており、地元農家との連携による大豆をはじめとした地元農産物の魅力を最大限に引き出した加工品の製造、販売を通じて、地域の活性化と関係人口の拡大に貢献しております。

こうした業務委託を含む事業の検証、評価については、契約内容の精査、事業目的の明確化、成果指標の設定を行うとともに、行政評価として職員自らが行う内部評価を行っております。

また、指定管理者による運営についても、平成31年に策定した鮫川村指定管理者制度ガイドラインに基づき、自己評価と事業報告を通じたモニタリングを行っております。

さらに、長期計画にひもづく施策については、有識者や村民など、外部の者が行う外部評価を行い、客観的かつ専門的な視点から、事業の妥当性や効果を継続的に評価しております。

こうした業務委託や指定管理者制度を活用した取組は、本村の最上位計画である鮫川村デジタル田園都市国家構想総合戦略を確実に推進していくために必要な取組と考えております。

今後も業務委託や指定管理者制度を最大限に活用しつつ、その実施状況を丁寧に検証、評価し、得られた知見を事業改善に反映することで、持続可能な地域に根差した施策展開を確実に進めてまいります。

以上、3番、青戸義之議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） 検証及び評価された結果により、今後、次に行うことを決める際には、その評価等を十分に役立てて、定期的に見直しや改善を行い、より適した投資判断を行うこ

とが大変必要かと思われます。それが税金を有効に使う道かと思われます。そういうことを判断に今後されまして、より有効的に税金の使い方をしていただければ幸いかと思います。

今の答弁いただきましたとおり、今後とも十分に検証及び評価をされた上に、投資判断を行っていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

◇ 本 郷 弘 義 君

○議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

〔2番 本郷弘義君 登壇〕

○2番（本郷弘義君） 議長、2番、本郷弘義。

今回は、行政区への財政支援についてということで質問をさせていただきます。

本村の7つの行政区が3月の総会を無事終え、4月より新体制でスタートをしました。その中で、私も行政区の総会に参加をさせていただきました。総会では、令和6年度の事業実績を踏まえ、令和7年度の事業計画を提案し、承認、可決され、新年度に移行したところがあります。

そこで質問ですが、本村の近年の人口減少、世帯数の減少により、行政区の運営が年々厳しくなっています。行政区の運営は、村からの補助金、交付金、各世帯から徴収する区費で賄われております。支出につきましては、区民行事や各種団体等への助成金、青少年健全育成費、区財産の維持管理費などがあります。

近年の世帯数の減少で、この財源は逼迫しております。当然、区民に区費の増額を求めますが、高齢者や低所得者、年金生活者に同額の負担を求めることは困難であります。しかし、今までの継続事業や区民行事を縮小させることは、区民の親睦が薄れ、防犯や孤立化の抑制にも影響を与えかねない上、区民の日常生活の気力の低下にもつながります。

さらに、行政区では将来への備え、蓄えも必要です。私は平成27年より2年間、大字西山区の区長を務めました。それからおよそ10年、その後の諸物価や光熱費等の上昇にもかかわらず、村からの助成金は現在とほとんど変わりません。当時、行政区には税金の完納報償金として貴重な財源がありましたが、これは現在ありません。これでは、行政区の健全な運営活動はできません。行政区のコミュニケーションを保つためにも、助成金等の見直しをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長、宗田君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 2番、本郷弘義議員の行政区への財政支援についてのご質問にお答えいたします。

現在、行政区の運営に対し交付しております地方振興費補助金は、均等割額25万、1世帯当たりの世帯割額900円、災害対策用公衆電話維持費3万円の合算額となっており、これまで行政区から増額の要望がなかったこともあり、長らく見直しを行ってまいりませんでした。

議員ご指摘のとおり、近年の世帯数の減少、物価高騰が及ぼす影響により、行政区の運営に支障が出かねない状況であることは認識しているところであります。特に、高齢の方などにとって、区費は重いご負担となることも承知しており、十分に配慮をする必要があると考えております。

村といたしましては、行政区における地域コミュニティの維持、活性化は重要な課題であるとの認識の下、現行の補助金制度の見直しにつきましては、物価の動向や行政区の運営実態、さらには財政支援の整合性や公平性を踏まえ、区長と丁寧に意見交換を重ね、検討を進めてまいります。

以上、2番、本郷弘義議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 2番、本郷君。

○2番（本郷弘義君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

各行政区の運営は、住民相互の連絡や環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会に資する地域的な協働活動を行うことが目的であります。区民が団結し、共助の精神で行政サービスが及ばない地域づくりの一端を担っております。

活動も多岐にわたり、防災、防火活動、地域の行事などの文化活動、住人の慶弔活動、社会福祉活動、行政機関への要望等、暮らし全般から行政への橋渡しまで、幅広いものとなっております。

行政区の活動が活発に行われることは、高齢者世帯、単身世帯の孤立防止にもつながります。また、情報の共有ともなり、事件、事故や防犯、防災にもつながります。万が一の際に、助け合える関係性が構築されます。災害や防犯など、個人では限界がある事態が起きたときの支援ができます。

重ねてお願いしますが、どうか行政区にもう少し上乗せできるような支援をお願いいたします。よろしく申し上げます。一押し申し上げます。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 私も、本当に西山区の行政区の動きって本当にすごいなと思って、私も運動会、豊年おどり、そして落合のもみじまつりなど、本当に地域のコミュニティーを取っていただいて、高齢者にとっては本当に住みやすい地域ではないかと私は思っております。

そのためにも、やっぱり一生懸命やる地域づくりというのは、本当に村づくりにとって大変重要な施策であると思いますので、これも前向きに行政区長さんと相談しながら進めていければと思っております。

○議長（前田武久君） 2番、本郷君。

○2番（本郷弘義君） 本当に前向きなご答弁いただきまして、ありがとうございます。

各大字がますます発展しますこと、これからも行政区に対してご支援をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 窪 木 浩 一 君

○議長（前田武久君） 1番、窪木浩一君。

1番、窪木君。

〔1番 窪木浩一君 登壇〕

○1番（窪木浩一君） 1番、窪木でございます。

公立学校等複合施設整備事業の必要性について、質問させていただきます。

本計画も基本設計まで進行し、これまで幾度か説明を受けまして、5月29日には住民説明会が行われました。私は、こういった計画は村の活性化や子供たちの教育にとって必要なものと考え、当たり前に行進していくものと捉えていました。

しかし、これまでにない規模で行われる事業に、私は常に不安も感じてきました。ポジティブな見方をすれば、子供たちに新しい学びの可能性や地域活性化の起爆剤になる事業にも思えます。しかし、あえてネガティブな見方をすれば、人口減少や少子化に関しては、国ですら改善できない異次元の難題だと思います。

それは、鮫川村においても同様で、様々な試み、努力はしていても、抜本的な解決策はないのが現状かと思えます。

鮫川村の高齢化や人口減少、少子化の加速度的な進行を考えますと、今回のような莫大な費用を使った事業に不安を覚えるのは私だけでしょうか。改めて、そういった不安要素を払拭すべく、以下の4点について伺いたいと思えます。

1、公立学校等複合施設整備事業に係る総費用とその内訳を簡潔にご説明をお願いします。具体的に言いますと、計画に要する費用、建設に要する費用、補助金の有無、ある場合は幾らくらいかと。あと、村が負担する費用と本事業の総額のような形でお答えいただければ幸いです。また、進行する過程でさらに費用が試算より膨らむという可能性はないのでしょうか。

2、村が借金をするとするならば、それはどのような返済計画をお考えか。また、それは安定的に返済可能な計画なのか。

3、この事業に投資したことにより、村のほかの事業に支障を来し、村民生活に影響がないのかということ。例えば、さきの住民説明会などでも質問がありましたが、この事業により、後々、村民税等の負担が増加することはないのかとか。ほかの事業が消極的になりはしないかとの不安の声もあります。その点も踏まえてお聞きします。

4、村としては、この事業を完遂することにより、子供たちを取り巻く学習環境の変化や、新施設によりどのような学習効果や経済効果が見込めるかなど、シミュレーションやマーケティングは行われているでしょうか。本事業のメリットと将来性をお伺いいたします。

長々とした質問で大変恐縮ですが、よろしくをお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長、宗田君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 1番、窪木浩一議員の公立学校等複合施設整備事業の必要性についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目と4点目のご質問には教育長から、2点目と3点目の質問には私から、そういうので答弁させていただきます。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君に答弁を求めます。

教育長、藤田君。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） まず、1点目の公立学校等複合施設整備事業に係る総費用とその内訳につきましてお答えいたします。

現状、概算で総費用は49億2,000万円を想定しております。計画に要する費用は約3億2,000万円で、県補助金が1億6,000万円。建築に要する費用は約46億となり、国庫負担金が16億5,000万円、県補助金が1億4,000万円となっております。補助金については、さらに幅

広く調査し、できるだけ多く確保してまいる考えであります。

また、事業の進行においては、物価の変動や資材費、人件費の高騰等により、当初の試算より増加する可能性も否定できないことから、こうしたリスクを見据え、活用可能な補助金の調査、検討を行うとともに、必要に応じて設計の見直しや工事内容の精査を行うなど、柔軟に対応することで費用の適正化に努めてまいります。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 2点目の事業費の借入れにつきましては、総事業費約49億2,000万円のうち約29億円を過疎対策事業債、過疎債による借入れで賄う予定であります。過疎債の返済については、最大25年間にわたる償還計画を想定しており、年間の返済額は最も多い年で約2億9,000万円、平均では約1億4,000万円になる見込みです。

なお、この過疎債は元利償還額の7割が地方交付税措置により実質的に国から補填される仕組みとなっております。そのため、村の実質的な負担額は、年間最大で約8,700万、平均で約4,200万円程度になる見込みであります。

事業費の安定的かつ計画的な返済を行うため、将来の村の財政状況を十分に見据えながら、必要に応じて事業の設計、見直しの検討などを行い、事業費の適正化に努めてまいります。具体的には、現在、複合施設として義務教育学校に加え、こどもセンターや公民館の建設を検討しておりますが、将来の財政状況を勘案し、義務教育学校の建設を優先し、こどもセンターや公民館については建設時期の見直しも視野に入れながら柔軟に対応することにより、安定的かつ計画的な返済が可能となるよう取り組んでまいります。

次に、3点目の公立学校等複合施設整備事業の実施に伴う村の他の事業への支障や村民生活への影響につきましては、事業の進捗や財政状況を常に注視しながら、必要に応じて事業の設計、見直しや工事内容の精査を行うなど、村の財政運営全体に過度な負担がかからないよう努めてまいります。特に、福祉や地域振興など、他の重要な行政サービスに支障が生じることがないように、バランスの取れた財政運営を基本方針として、慎重に判断を重ねながら事業を進めてまいります。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 次に、4点目の事業のメリットと将来性につきましては、義務教育学校においては、授業をはじめ各種教育活動を教育目標実態に合わせ独自の教育課程が編成

でき、より一層、地域に根差した教育が可能となります。全国には約250校の義務教育学校があり、教科担任制の導入や合同授業の実施、異学年交流活動、地域保護者との連携強化が実現されております。

将来的に、鮫川村においては少子化が常態化することが予想されますが、鮫川村が存続する限り、学校の設置は義務であり、子供の教育を受ける権利を保障する責任があります。将来、複式学級が出現することも予想されますが、義務教育学校は9学年の児童・生徒が在籍するため、よりよい児童生徒による交流学习活動により、多様な教育活動が展開されることが期待されると考えております。

以上、1番、窪木浩一議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

ただいま公立学校等複合施設整備事業の必要性を丁寧に説明していただきましたが、住民説明会でも計画中の図面などを見せていただき、まだまだ素案とはいえ、その内容に非常にわくわくしました。私自身、村の子供たちには、きれいな新しい施設で学んでほしいという気持ちは大いにあります。ましてや計画の理由の一つでもある校舎の老朽化、耐震等により子供たちの安全が現在の校舎では守れないというのであれば、これは何かしらの対策が必要かと思えます。

ですが、村民の中には、現在の校舎で本当に駄目なのかという声もあります。実際のところ、なぜ建て替えが必要なのか。現校舎の何が問題なのか。また、仮に問題があるならば、新校舎ができるまで子供たちの安全は大丈夫なのか。現在の小学校、中学校の校舎の問題点についてお聞かせいただければ幸いです。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

○教育長（藤田 充君） 現在の学校の状況でございます。安全、安心に資するかどうかというところでございますが、中学校については築60年近くになるようとしております。

私ごとですが、昭和60年に鮫川中学校の教員として着任して3年間在籍しておりました。そのときに、私は古い学校だなと思いました。当然、雨漏りやそれから床のゆがみ、そういうものがございまして、全長は100メートルありまして、それで学級がそれぞれ2クラスずつで、子供の数にしては大きな、そして老朽化している学校だなというふう感じておりました。

それから40年経っておりますが。途中、大規模改修、耐震改修等がありまして、今、辛う

じてあのような学校で子供たちは勉学に励んでいるということでございます。いずれ、これは耐震基準上も、構造上も建て替えというのは必要だというふうに考えております。

小学校につきましては、若干年数は短いというか、まだたっておりませんが、それにしても学校の立地上の問題、あそこは土砂等の危険地域になっております。それから、子供の減少等もございます。そして、現在の学校の教育活動には支障はありませんが、やはり将来のことを考えれば、この際、小規模同士の学校の一体化ということを狙いながら、義務教育学校をつくっていくということでございます。

先ほども申しましたように、村には学校は必ず存在しなければなりません。今ある学校を整理しながら、1つの学校に、コンパクトに効率よく教育活動を進めるためにも必要な考えだと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

そうですね、校舎使用に直ちに問題があるというわけではないというのと、やはり50億円近くかけるものであるので、やはり相当な建設に対して意義が必要になってくるのかなと思います。

私自身、小学校、中学校と、鮫小、鮫中と卒業しています。そして、大分たちますので、当時ですらびかびかの建物ではなかった、こういった建て直しの必要性も確かに理解はできます。様々な箇所が老朽化しており、修繕や補強などをして、機能を維持しているということかなと思います。

ちょっと、じゃ論点を変えて質問させていただきます。さきにも述べましたが、少子化に関して言えば、国すら改善できない難題であり、鮫川村もそれは例外ではなく、今後出生数や生徒数が減少していくことは、残念ながら誰もが想像するところだと思います。そうなれば、近い将来、学校としての役割を果たせなくなる可能性も大いにあると思います。

先日の説明会で、先ほども聞きましたが、教育長は子供が減っても教育を提供するのは村の責任との旨をおっしゃっており、本当に私もそうだと思います。ですが、現実問題として、子供の数が減れば隣接する学校へ編入させる親や、統合も進む可能性もありますし、そのような動きになれば、初めから村の学校へ入学させない親も出てくる可能性だってあります。

誰もが思ってもなかなか口に出せない生徒減少からの廃校のリスク、そういった数十年以内に高確率で起こり得るネガティブな可能性をも鑑みた上での計画なのか、再度お伺いいた

します。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 今の質問にお答えいたします。

子供が将来的に減るから学校を造らないのかという、減るのに造るのかというご質問に私は受け取っております。私は逆に、子供が減るから、減らないように目玉ということはないですけれども、魅力のある学校づくり、それによって他町村からでも、もし集められるのならばそういう学校づくりもあっていいのかなど。

また、今のもろもろの家庭の事情、諸事情によって不登校の子供さんもたくさんおります。そういう子供らにも学びの場所を提供したいなという思いも、私は学校づくりには持っております。

そういう中で、ただ子供が減るから、じゃあ学校は造らないかと。そうしたら、私も思うんですけども、いつも言うんですけれども、座して待つという行動だと思っています。私はそういう状態では、全然村の振興、進展はないと思いますので、できるだけ魅力のある学校を造って、人を、少なくなるんだから集めたい、そういう教育環境づくりを目指して、今回の提案の一部にもありますので、よろしくをお願いします。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。大変、情熱は伝わりました。

私も残念ながら、こういったネガティブな意見は口にしたくないものです。それを改善しなければいけない側に私たちはいると思います。

行政と会社では、考え方がちょっと違うのかもしれませんが、仮にこれを事業者目線で考えた場合、施設を建設するということは、今後それを運用していくということであり、その施設を利用するユーザーあつての計画だと思います。マーケティング的に言えば、今後その施設をどれだけのユーザーが利用するかという試算だったり、推測だったり、それがもたらす利益などの予測から事業プロジェクトが始まり、施設を長期運用することで、建設に係る費用を返済していく、または発展させていくことがどの業界でも基本かと思います。

また、本施設が完成すれば、そのときから維持管理費等が発生し、建設するときは財源が確保できても、年数の経過や自然災害などで生じるおそれのある緊急な修繕費等についても、問題なく財源確保することは可能なのでしょうか。お答えいただければ。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） まず、維持管理なんですけれども、これは新しくても古くても、逆に

古ければ古いほど、維持管理はかかるんだろうとっております。

また、将来的な人数のビジョンとか、そういうのを持っているかというご質問かなと思いますけれども、これは全国的な人口減少時代ですから、減るのは覚悟はしておりますけれども、先ほども言ったとおり、減るからやらないのではなくて、減るからやって増やす、そういう目標でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

否定的な意見ばかり言ってしまいましたが、教育を提供できるようにするのが責任と言ふならば、それは施設に限ったことばかりではなく、何を学ぶか、誰と学ぶかもあるはずで、ほかには受けられない授業カリキュラムだったり、給食を通して学ぶ農業だったり食育だったり、ソフトの面も大変重要かと思っております。

そういった観点から、本事業の予算を、建物ばかりではなく、今、村にいる子供たちに有効に使えないかとの意見も耳にします。例えばですが、制服や体操着、上履きなどの衣類支援、ユニホームや遠征費支援等の部活支援などありますが、こんなのはどうでしょうか。

現在、鮫川小学校生徒数104名、鮫川中学校生徒数70名で、合計174名の生徒がいます。仮に174名全員が大学進学をすとして、学部などでも変わりますが、大学の平均的な学費として、国公立で4年間で最低でも約250万だそうです。私立文系で400万、理系で550万、医学、歯学で2,500万と言われているそうですが、細かい数字が間違っていたらすみません、これはあくまでネット調べなので。乱暴な計算になってしまいますが、仮に4年大学の入学費、学費を300万としても、174名全員に村から学費補助しても5億2,000万となります。鮫川村の子供たちのことと、何かと負担の多い現役子育て世代の苦勞を考えるならば、このようなお金の使い方も一つの方法かと思っております。

不思議ですが、外国人留学生に学費も生活費も優遇されるのに、日本の学生には奨学金として就職する前から借金を背負う学生も多く、返済は30代から40代まで続きます。もちろん、あくまで仮の話ですが、学びたい子供が学費等で諦めていた進学への後押しになったり、未来を自分の力で切り開けるという手助けは、きっとこれからの鮫川村にプラスになると感じています。

ですが、こういった話になると、卒業後は村に戻り、働かないといけないみたいな条件をちょっとつけがちですが、子供の未来を借金や条件で縛り、貴重な若い時間を搾取するようなことは私は言いたくありません。ですから、あえて条件をつけるなら、義務教育期間9年

間を鮫川に住むみたいな感じです。

村の子供を大切に思うなら、子供たちが進学を選べる手助け、未来の選択肢を増やすことに投資してみてもいかがでしょうか。仮に、こういった取組をプラスに捉え、義務教育は鮫川で子育てをしたいという若い家族が増えれば、働き盛りの現役世代や税収も増える可能性もありますし、本事業のような学校も必要になってくると思います。非常に健全にも思えます。そういった可能性に投資する使い方もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 私は、就任以来、子供の教育は未来への投資だということで、まず最初に実施したのは給食費の無料化です。その次に放課後児童クラブの充実、そして今、各検定料、中学校の検定料の無料化を図りました。また、今度からは小学校の検定料の無料化を図っていこうとしているところであります。

そういう中で、大学の全額支援ということかなと思いますけれども、これはあくまでも小学校、中学校、高校があつての大学だと思います。そのために、学力向上、そして人間性を養うための小学校、中学校の教育だと思いますので、それに力を一生懸命注入しまして、子供の教育に図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

あくまで一例でしたが、こういった大規模な計画はハードの面にばかりつい目が行きがちで、ソフトの面もしっかりと視野に入れた有意義な計画になればと思います。

私自身、実は子育て未経験なので、生意気にこの計画に声を上げることは本当にデリケートな問題だと思っております。ですが、そういった事業を不安視する意見にも耳を傾け、解決し、村民が納得できるような事業になればと思い、質問をさせていただきました。

これで、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

◇ 遠藤貴人君

○議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

〔7番 遠藤貴人君 登壇〕

○7番（遠藤貴人君） 最後の質問者となりました。今までの先輩、同僚議員の質問の角度と

はまた違った価値観でのご質問になるかと思いますが、それこそ議会の多様性というふうに考えておりますので、どうぞご質問にお付き合いをお願いいたします。

本日から、令和7年第3回の鮫川村議会定例会となりました。今回の議会定例会から、板垣副村長にもそちらの席に着座をいただきました。鮫川村に来村して、およそ2か月半の月日が過ぎましたが、村での生活に少し慣れてきていただいたところでしょうか。板垣さんがこれまで積み上げられた経験や知見を、どうぞこの村の振興の後押しとしていただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、4月の異動を経て、新しくその席に着座された方、今までと同じ席に座られている方、どちらの方にもその胸を借りながら、議員の立場として自らの信念に基づき、発言や活動をさせていただきますので、令和7年度もどうぞよろしく申し上げます。

それでは、質問に入ります。

1つ目、これからの村道についてです。

本年1月下旬に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故をはじめ、日本の社会インフラは高度成長期に整備されたものも多く、現在は老朽化が急速に進んでいるようです。本村においても、村道、林道、橋梁の未来は予算不足による維持管理の難しさ、過疎化による利用者の減少、そして老朽化による安全性の問題といった課題が山積しています。

今後、予算の確保と効率的な活用が必要であることから、道路整備の優先順位の見直し、不要な道路の整備を抑制するなど予算の有効活用を検討する必要があると考えますが、以下に質問をします。

管理している村道、林道の本数及び総延長距離は幾らですか。

管理している橋梁の本数は何本でしょうか。

今後過疎化による利用者の減少に伴い、不要になる可能性が高い道路整備を抑制する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

そのための計画は現時点であるのでしょうか。ない場合は、今後の必要性についていかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長、宗田君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 遠藤貴人議員の1つ目、これからの村道についてのご質問にお答えい

たします。

ご質問のこれからの村道についてであります。本村においてもインフラ整備は高度経済成長期に整備され、今日に至っております。しかし、今後の人口減少や老朽化による安全への問題など、今後の維持管理には多額の費用を要することが想定されます。

まず、1点目の管理している村道、林道の路線数であります。185路線の総延長234.8キロメートルを管理しております。

次に、2点目の管理している橋梁の数であります。村道橋が67橋、林道橋の5橋を管理しております。

次に、3点目の今後過疎化による利用者の減少に伴い、不要となる可能性の高い道路整備を抑制する必要があるかとお考えにつきましては、議員おただしのお通り、厳しい財政状況の下、地域の実情や利用状況に応じて、廃道、廃橋も選択肢の一つとして検討していかねばならないと考えております。

次に、4点目についてであります。現時点では計画はありません。今後、計画を含め必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上、7番、遠藤貴人議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） ここに、鮫川村の路線網図ということいただきました。これ、やっぱり見てみますと、路線網図という字のごとく、本当に村内には網の目に道路が張り巡らされていまして、先人が利便性を求めて積極的に道路整備をされてこられたんだなということが、この路線網図を見てもうかがい知ることができます。そういった先人の道路整備に、私たちが利用させていただいて、非常にこの村内、利便性高く、村道、林道を利用させていただいているんだなというふうなことを感じました。

村長の今日の定例会の冒頭のご挨拶の中で、道路整備は大事だから今後取り組んでいきますというようなお話がありました。私も全くそのとおりでというふうに思っております。できることなら、全ての道路を改修工事していただきたい思いであります。しかしながら、当然予算措置といったことになってまいります。村では道路事業以外にも多岐にわたる事業を行っていますので、これらの予算を配分していくこととなりますが、それを含めまして、村道の道路整備にどのように取り組んでいくのかということをまずお伺いさせていただきます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 現道の状況を鑑みながら進行していきたいと思っております。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） こちらに令和6年度と令和7年度の当初予算の円グラフがございます。

これは広報さめがわに載っていたものでありますけれども、予算編成をする中で、当初36億の予算要求があったと伺っています。しかし、令和7年度の当初予算は、一般会計総額で34億9,400万となっております。

担当者が様々な予算要求をしてくる中で、その査定の中、予算措置がされなかった事業があるんだろうと拝察をいたします。この事業が村にとって必要だと考え、事業構築してきた担当者が予算措置をされない、そして積み上げてきたものに対して予算措置ができなかった、そのどちらにとっても非常につらいし、悔しかったろうなというふうに私は感じています。

この円グラフの中に、自主財源はおよそ2割、依存財源は8割となっております。その中に繰入金がありまして、およそ令和7年度の予算で2億9,000万円。この金額を繰り入れないと、当初予算が組めない状況であり、決算時に同額の積み増しができていないということもお伺いしました。

あわせて、過去5年間の村民人口ですが、5年前の令和3年、およそ3,150人、令和4年、3,070人、5年、2,990人、6年、2,900人、そして本年4月1日の時点でおよそ2,800人となっております。過去5年間を振り返ってみますと、およそ80人から100人程度の人口減となっているわけであります。

自治体の人口が交付税措置の指標となっていることから、人口が減るということは、今後ますます交付税が減ってくるものと考えています。さらに、現在は道路事業への国庫補助がつきづらい状況にあるということも聞き及んでいます。

私は個人的に積極財政派でありますので、どうしてこのような過疎地域に地方税の措置が絞られているんだろうというような思いもありますが、しかしながらそのことをここで議論しても仕方ありませんし、頂いた予算の中で事業の予算措置をしていくということになりますので、非常につらい状況ではありますが、このような状況にありますので、大変苦渋の決断になるかと私も思いますけれども、今後は通告もさせていただいたように、不要な道路の整備を抑制するなど、予算の有効活用を検討する必要があると考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 私には不要の道路の意味がちょっと理解できないところがあります。

人に、そこに人が住んでいる限り、それは必要な道路であります。そして生活するためには、

それは命の道路なんですよ。そういう道路を人が少ないからとか、そういう状態で廃道とかなんかは、これはお互い税金納める村民でございまして、それはできないものと思っております。

ただ、誰もいなくなったとき、そのときには今後検討を要するものだと思っております。
以上です。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） ちょっと私の伝え方がよくなかったんだと思いますけれども、私が言っているのは、今すぐに廃道しなきゃいけないんじゃないか、不要な道路あるんじゃないんですかということではなくて、こちらの通告にもさせていただきましたけれども、今後、それは5年か10年か20年か分かりませんが、今、村長おっしゃったように、例えばこの先もう全て空き家になってしまったとか、その道路は使われていないというような状況が発生したときに、廃道ということもそれは視野に入れて考えていかなければいけないんじゃないんですかというようなことでご質問させていただきました。

先ほど、この通告文に対してのお答えの中でも、廃道も含めて今後それは考えていかなければいけないというような答弁でしたので、私は村長自身が今後そういった廃道も考えていかなきゃいけないよねという答弁だと思って聞いていましたので。今の村長の再質問への答弁ですと、命の道路だから、そういう廃道なんていうことはまさに考えていないということをおっしゃられたので、んっと思ったんですけれども、最後の部分で、今後そういったことが発生してくれば、それは検討しなければならないというようなことだったので、そこでまた最初の答弁と結びついたなと思って私、今、聞いていたんですけれども。

村長がおっしゃるように、あるものをなくしていくというのは、本当にこれは難しい取組になるというふうに私も感じています。ただ、先ほど人口のお話もしましたし、交付税措置の話もしましたけれども、今後、間違いなくそういったフェーズに入ってくるんだろうなというふうに私は考えていますので。今後熟慮の上での予算措置を望むところでありますが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） どうしても道路網の整備というのは、いろいろな地域、地域によって諸事情ありますので、やっぱり優先順位をつけまして、必要性を含めて今後検討していきます。

○議長（前田武久君） 遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） では、どうぞよろしくお願いいたしまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

マイナンバーカードの利用についてです。

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで住民票や印鑑証明書などが取得できるコンビニ交付サービスは、2016年から開始されました。しかし、本村はその後もサービスに加入することなく、従来どおりの窓口交付で需要に対応していますが、以下に質問をします。

サービス加入で発生する初期費用、次年度以降の維持費、その他は幾らでしょうか。

村民需要と供給のバランスをどのように考えているでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長、宗田君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 7番、遠藤貴人議員の2つ目、マイナンバーカードの利用についての質問にお答えいたします。

初めに、本村におけるマイナンバーカードの保有状況につきましては、令和7年6月2日現在で2,349人、率にして83.6%となっております。また、その活用につきましても、本人確認書類や各種行政手続のオンライン申請、健康保険証としての利用など、日常生活の様々な場面で活用されており、今年の広報さめがわ3月号でもお知らせしたところであります。

議員おただしのコンビニ交付サービスにつきましては、令和4年に庁内のDX推進本部において、導入に向けて検討を進めたところでありましたが、費用対効果の観点から導入を見送っております。

まず、サービス導入に係る初期費用についてであります。システム機器を含めて約200万円、サービス維持に係る費用が年間420万のほかに、コンビニエンスストアへの手数料が発生いたします。また、システム機器は初期費用に含まれておりますが、5年に1度更新費用が発生する試算となっております。

2点目の村民需要と供給のバランスですが、コンビニ交付の対象となる証明書は、住民票、印鑑証明書、納税証明書、所得証明書となり、令和6年度の交付実績が約2,000件、窓口で交付されております。

マイナンバーカード制度導入前の2015年、平成27年度は約3,700件が窓口で交付されており、1,700件が減少していることとなります。これは、マイナンバー制度導入後、デジタル

の推進や行政サービスのオンライン化に伴い、自治体間の情報連携が可能となり、各種証明書の提出が省略されるなど、手続の簡素化が図られることによるものと考えられます。

今後、さらに行政サービスや民間サービスにおいても、デジタル化やオンライン化が進むことを考えますと、窓口の必要書類の交付件数は減少傾向にあると思われることから、今後の村民アンケートにより、ニーズなどを見極めながら引き続き検討してまいりたいと考えます。

以上、7番、遠藤貴人議員の2つ目のご質問のお答えといたします。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） このサービス開始からおよそ10年がたって、今のお話聞いていますと、まさにコンビニ交付すらも、もう過去のサービスになりつつあるというところで、ますます今後そういった、本当に携帯1台で何でもできる時代ですから、恐らくいろんな難しい、住民票とかですから難しい部分あるかもしれませんが、これからそういったことも進んでくるんだろうなというようなイメージが湧きました。

確認だったんですけども、窓口で交付する場合には、マイナンバーが入った住民票を取得できるようなんですが、コンビニ交付の場合、マイナンバーの要するに入った住民票は取得できないというようなことも聞き及んでいるんですが、その辺の事実確認はどうでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 担当課長にご説明させます。

○議長（前田武久君） 住民福祉課長、鈴木庄悟君。

○住民福祉課長（鈴木庄悟君） 住民福祉課長です。

ただいまの7番、遠藤議員の質問は、マイナンバーコードが入った住民票はコンビニでは交付できないというような内容でしたね。

すみません、こちらは持ち帰り、確認してからご説明したいと思います。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） マイナンバーのコンビニ交付は、多分村づくりの担当だというふうに伺っているんですけども、村づくりの室長はお分かりにならないですかね。

○議長（前田武久君） 村づくり推進室長、船木君。

○村づくり推進室長（船木博枝君） 村づくり推進室長です。

先ほどの遠藤議員のご質問にありましたとおり、マイナンバーの入った住民票の交付はコ

ンビニではできないというふうになっております。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） ということは、そのニーズに対して全ての供給はコンビニではできていないというようなことだということで、確認をさせていただきました。

次にですけれども、近隣町村でコンビニ交付サービスに加入していない自治体というのはどこになるのでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） これ、近隣町村ですか、県全体。

○7番（遠藤貴人君） 近隣で。

○村長（宗田雅之君） 近隣で。

私が承知しているところでは、矢祭町、古殿町の2町かなと思っているんですけれども、なお詳しいことは担当課で説明させます。

○議長（前田武久君） 村づくり推進室長、船木君。

○村づくり推進室長（船木博枝君） 村づくり推進室長です。

先ほど村長が申したとおり、近隣ですと矢祭町、古殿町、また平田村が導入をしていないというようなことになっております。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 先ほどの答弁の中で、やっぱり初期で200万、年間420万と、それ以外に手数料かかりますよということで、やっぱり大きな事業費がかかるなというのが正直な印象であります。ただ、やっぱりその利便性という部分では、間違いなく、これは利便性は得られていないわけなんですけれども。

そういった中で、コンビニ交付サービスに加入していないことによる不便性、これらを解消するために村独自のサービスをしているかと思うんですけれども、それらはどのようなことに取り組んでいるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 担当課にご説明させます。

○議長（前田武久君） 住民福祉課長、鈴木庄悟君。

○住民福祉課長（鈴木庄悟君） 住民福祉課長です。

業務時間の正式な延長ということ是对応しておりませんが、業務時間外に欲しいという方につきましては、事前に連絡をいただいた方に限りまして、証明書等の発行をいたしております。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） まさに、村ならではの思いやりの対応といったところだというふうにお伺いをいたしました。

1つのやっぱり事業を始めるときに、まあ今回はちょっとお金の話ばかりになってしまうんですけども、やっぱり事業費がかかるかと思えます。例えば今、マイナンバーのことについてお伺いしましたが、いろいろな数字を聞きますと、費用対効果の部分でなかなかこの事業費をペイできるだけのものはないんだろうなというふうに私も感じたんですけども、ただ1つのやっぱりこの事業を始める場合、1つ、あるいは2つの事業をやめる、それから止めるような、そういった事業の見直しというものが私、必要になってくるんだろうなというふうに感じているんです。

ですから、今あるものを維持しながら、1つ、2つ、3つというふうに増やしていってしまうと、当然それだけ事業費膨らみますので、スクラップ・アンド・ビルドというんじゃないんですけども、1つつくったのであれば1つ壊す、それはこれからの公共施設なんかにも当てはまるかと思うんですけども。

そういった予算措置の中でバランスというものを、村長はどのようにお感じになられているかお伺いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 事業の執行のために他の事業を潰すとか、そういうのは私はそんなに村長になってからは記憶にないです。

やっぱり、どうしても予算的な村の財政状況もありますので、どうしてもそういうことに縛られれば、それはしっかり検討して、優先順位を決めて事業を執行していきたいと思っています。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 先ほど学校のお話もありましたけれども、これからやっぱりそういった多額の費用が必要になってくるような、大型のそういった事業も控えているという中で、もちろん必要ですから、予算措置をしているというのも私も重々承知はしているんですけども、

ども、ただその中でも、やっぱり今の時代になかなか合わなくなってきたとか、費用対効果の部分で欠けている費用ほど効果が出ていないとか、そういった事業をやっぱり見直ししていくということは僕は必要かなと感じているんですけども、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） しっかりと、それはこれだけの決められた予算の中ですから、見直ししなければならないところは見直していかなければならないと思っております。

なお、副村長のほうからも、ちょっと答弁させていただきます。

○議長（前田武久君） 副村長、板垣良夫君。

○副村長（板垣良夫君） 先ほど村長から答弁ありましたサービス導入に係る初期費用と、サービス維持にかかる費用、維持管理に係る費用だったんですけども、先ほど村長のほうから年間420万円、サービス維持に係る費用がかかるというふうにご答弁ありましたが、正確にはサービス維持に係る費用が年間240万円ということで、答弁のほうを修正させていただきます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 最初に言った金額よりも少なくなっていますけれども、とは言ってもやはり月20万ということですから、これは大きな予算がかかるなというふうに感じました。

今、事業の見直し必要じゃないですかというようなご質問をさせていただいたときに、村長のほうからも、それは併せてそういった見直しも必要でしょうというような答弁ありましたので、ぜひ熟慮いただきたいなというふうに感じています。

最後になりますけれども、この村の現在の財政状況というものは、村長自身はどのようにお感じになられているかというのを最後に聞いて、終わりたいと思います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 年々、人口減少も進んでおりますので、財政状況は潤沢ではないと思っております。

ですから、しっかりと村の財政状況を鑑みながら、しっかりと今後の村の財政運営を職員とともにやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） では、最初の質問にも通告はさせていただきましたけれども、厳しい財政状況ということでありますので、その財政状況を鑑みながら、道路事業を含め様々な事

業の予算措置をしていただければというふうに感じております。

以上をもちまして、今回の私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田武久君） これで一般質問を終わります。

ここで2時50分まで休憩します。よろしく申し上げます。

（午後 2時35分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時50分）

◎報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（前田武久君） 日程第5、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第7、報告第3号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの3件を一括議題といたします。本件について報告内容の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、報告第1号から報告第3号までの3件につきまして、ご報告をさせていただきます。

初めに、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度鮫川村繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

繰越事業は2ページに掲載の一覧表のとおりであります。

2款総務費、1項総務管理費、不足額給付金給付事業2,000万円など、12事業4億2,127万円を令和7年度に繰り越したものであります。令和7年度中に全事業が完了するよう工程管理に万全を期してまいります。

次に、議案書の3ページをご覧ください。

報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和6年度鮫川村事故繰越し繰越計算書を報告するものです。

4ページをご覧ください。

翌年度繰越額は、公共土木施設災害復旧事業906万4,000円の1件であります。

この事業は村道内ヶ竜滝ノ下線地滑り災害復旧工事の現場監理及び積算業務であり、令和6年3月25日の契約後、令和6年度に繰り越し、令和7年3月14日を契約期限としておりましたが、本対策工事の繰越しに伴い、事故繰越しをしたものであります。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

報告第3号 白河地方土地開発公社の経営状況についてご説明申し上げます。

本報告は、鮫川村が出資している白河地方土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、説明書類を議会に提出するものであります。

令和6年事業年度の事業報告及び決算報告書並びに令和7年事業年度の事業計画につきましては、議案書6ページから13ページに記載のとおりであります。

以上で、報告第1号から報告第3号までの報告とさせていただきます。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号から報告第3号までの報告を終わります。

◎承認第1号～承認第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（前田武久君） 日程第8、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第9号））から日程第9、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（鮫川村税条例の一部を改正する条例）までの2件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、承認第1号から承認第2号の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の14ページから18ページ、令和6年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書1ページから3ページをご覧ください。

補正前の予算額39億3,662万1,000円に対し、今回230万円を増額し、補正後の予算総額を39億3,892万1,000円とするものです。

事項別明細書の2ページをお開きください。

歳入につきましては、17款寄附金、1項1目1節地域振興費寄附金として、ふるさとづくり寄附金180万円及び地域振興費寄附金50万円を受け入れるものであります。

次に、3ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款総務費、1項5目財産管理費、24節積立金230万円の増額は、受け入れた寄附金をふるさとづくり基金へ積み立てるものであります。

10款教育費、2項2目教育振興費、10節需用費55万9,000円の増額は、新年度から特別支援学級で使用する教師用の指導書購入に係る消耗品において、予算に不足が生じたものであります。

同じく3項2目教育振興費、10節需用費66万2,000円の増額は、スクールバスの故障の程度が著しく、修繕料の予算に不足が生じたものであります。

また、議案書18ページには、想定外の日数を要することとなり、繰越しを余儀なくされた4事業について、繰越明許費として計上しております。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日で専決処分をさせていただきましたので、同法第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の19ページから24ページをご覧ください。

本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、令和7年4月1日を施行日とする軽自動車税種別割の標準税率区分見直しのほか、附則に定める日を施行日とする特定親族特別控除の創設など、鮫川村税条例に一部改正が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日で専決処分をさせていただきましたので、同法第3項の規定により、議会に報告にその承認を求めるものであります。

以上で、承認第1号から承認第2号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

専決処分の承認でありますので、討論を省略いたします。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第37号～議案第40号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第10、議案第37号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例から日程第13、議案第40号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例までの4議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第37号から議案第40号までの4議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の25ページをご覧ください。

初めに、議案第37号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、倒木により公共施設に被害を及ぼすおそれのある場合、または県、村が管理する道路の通行に支障を生じるおそれのある場合に、村が倒木被害を未然に防止することを目的として危険木を伐採し、その危険木を所有する者に対し、危険木伐採事業として対象経費の100分の15の分担金を求めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の26ページをご覧ください。

議案第38号 鮫川村村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、村営バス運行の委託先である福島交通株式会社において、一般旅客自動車運送事業の運賃改正が行われたことに伴い、通勤定期額算定率が見直され、本村では福島交通株式会社の算定率を適用していたため、今回の見直しにより本村における通勤定期額算定率にも変更が生じることから、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の27ページから28ページをご覧ください。

議案第39号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和7年度の国民健康保険事業の所要見込額が確定したため、国民健康保険税の按分率などを定める条例の一部を改正するものであります。

お手元の議案要旨の最後のページ、国保税関係資料を併せてご覧ください。

本村における国民健康保険事業は、被保険者数の減少により、保険税収入が減少する一方で、医療費の増加により年々財政が逼迫しており、引き続き持続可能な制度運用を行うためには、一定の負担増をお願いせざるを得ない状況にあります。

令和7年度の国民健康保険税按分率の決定に当たりましては、被保険者1人当たりの税負担を抑えるため、県が参考に示す標準保険料率ではなく、村独自の保険税率を採用し、保険給付費支払準備基金から800万円を繰入れすることといたしました。

この結果、対前年度比で医療給付費分では均等割が4,500円、平等割が2,300円、所得割については0.44%とそれぞれ引上げとなり、軽減措置を受けない一般世帯の1世帯当たりの負担額では1万2,636円、1人当たりの負担額は1万627円の増額となります。

後期高齢者支援金分では、均等割が2,300円、平等割が1,300円、所得割が0.27%とそれぞれ引上げとなり、一般世帯の1世帯当たりの負担額では6,868円、1人当たりの負担額では5,364円の増額となります。

介護給付分では、均等割が1,300円、平等割が800円、所得割が0.07%とそれぞれ引上げとなり、一般世帯の1世帯当たりの負担額では2,475円、1人当たりの負担額では2,223円の増額となります。

これらの条例改正案の基になる保険税率につきましては、5月22日に開催いたしました第1回鮫川村国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、適当である旨の答申を得ているところであります。

次に、議案書の29ページをご覧ください。

議案第40号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、鮫川村奨学基金に対し寄附がありましたので、基金の額の改正を行うものであります。

以上で、議案第37号から議案第40号までの4議案の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

◎議案第41号～議案第44号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第14、議案第41号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）から日程第17、議案第44号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第41号から議案第44号までの4議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

各会計の補正予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び令和7年度歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、板垣副村長からご説明を申し上げます。

○議長（前田武久君） 副村長、板垣君。

〔副村長 板垣良夫君 登壇〕

○副村長（板垣良夫君） 初めに、議案第41号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の30ページから33ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額34億9,400万円に対し、今回2,789万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を35億2,189万3,000円とするものであります。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

10款地方交付税、1項1目1節地方交付税1,500万円の増額につきましては、林業専用道路整備事業負担金に対する震災復興特別交付税を受け入れるものであります。

12款分担金及び負担金、1項2目1節林業費分担金8万7,000円の増額につきましては、危険木伐採支援事業分担金として蕨ノ草松くい虫危険木伐採に係る所有者分担金について計上するものであります。

14款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金59万9,000円の増額につきましては、社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金の交付額決定によるものであります。

同じく3目1節保健衛生費補助金39万6,000円の増額につきましては、マイナンバー情報連携体制整備事業費補助金の交付が見込まれることから計上するものであります。

15款県支出金、2項2目1節社会福祉費補助金264万円の増額につきましては、子ども・子育て支援金制度施行準備事業費補助金の交付が見込まれることから計上するものであります。

同じく4目1節農業費補助金46万7,000円の増額につきましては、イノシシ等被害防止施設等整備事業費補助金の内示を受けたことから計上するものであります。

3ページをご覧願います。

18款繰入金、2項4目1節公有施設整備基金繰入金600万円の減額につきましては、水防倉庫解体事業の見送りにより減額するものであります。

同じく9目1節ふるさとづくり基金繰入金50万円の増額につきましては、教育支援事業費へ5万円、地域振興団体支援事業費へ35万円、子育て支援事業費へ10万円、それぞれ充当するため繰り入れるものであります。

20款諸収入、5項1目1節雑入100万円の増額につきましては、トレーニングセンター空調設備工事に対する福島県スポーツ振興基金からの助成金を受け入れるものであります。

21款村債、1項1目1節辺地対策事業債420万円の増額につきましては、各事業費の決定に伴い、起債額を確定するものであります。

同じく2目1節過疎対策事業債900万円の増額につきましては、村道唐露葉貫線維持補修事業へ充当するため借り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の4ページをお開き願います。

2款総務費、1項1目一般管理費、10節需用費132万円の増額につきましては、本庁舎2

階トイレからの漏水により不具合が生じた庁舎エレベーターの修繕に要する経費を計上するものであります。

同じく12節委託料173万6,000円の減額及び14節工事請負費603万9,000円の減額につきましては、今年度実施する本庁舎改修基本・実施設計に当たり、当初予算に計上していた水防倉庫解体撤去工事についても併せて再検討することにしたため、減額するものであります。

同じく6目企画費、7節報償費、地域振興団体報償金35万円の増額につきましては、村に対する寄附金を指定先の団体に交付するため増額するものであります。

同じく8目諸費、10節需用費168万3,000円の増額につきましては、防犯灯の修繕に要する経費が予算を上回る見込みのため増額するものであります。

同じく9目情報推進費、13節使用料及び賃借料64万3,000円の増額につきましては、当初予算に不足を生じたことにより、基幹系システム機器借料75万9,000円及び第5次L G W A N接続機器借料5万5,000円を増額する一方で、オールふくしまデータ連携基盤使用料17万1,000円について、18節負担金、補助及び交付金に予算を組み替え、負担金として支出するため減額するものであります。

同じく17節備品購入費55万9,000円の増額につきましては、職員用のパソコン台数が当初見込みより増加したことに伴い、購入費用を増額するものであります。

5ページをご覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、14節工事請負費100万円の増額につきましては、さざり荘の駐車場陥没箇所に係る復旧工事費を計上するものであります。

同じく2目老人福祉費、14節工事請負費72万2,000円の増額につきましては、ひだまり荘の浴室裏側に設置しているブロック塀において倒壊の危険性があることから、撤去するための工事費55万円及び消防設備点検において指摘を受けた天井スピーカーの取付工事費17万2,000円を計上するものであります。

同じく3目後期高齢者医療事務費、12節委託料264万円の増額につきましては、後期高齢者医療システム改修業務に要する経費を計上するものであります。

6ページをお開き願います。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、10節需用費13万7,000円の増額につきましては、歯科診療所空調機の修繕に要する経費を計上するものであります。

6款農林水産業費、1項8目多面的機能維持支援費、12節委託料18万円の増額につきましては、中山間地域等直接支払制度事業において、新たに面積が追加となった農地の傾斜を確

認するために実施する農地測量業務に要する経費を計上するものであります。

同じく 2 項 1 目 林業総務費、12 節 委託料 58 万 3,000 円の増額につきましては、危険木伐採業務として、蕨ノ草地内の枯れ松伐採作業を委託する経費を計上するものであります。

同じく 18 節 負担金、補助及び交付金 1,500 万円の増額につきましては、中沢地区の県営施行事業費の負担対象事業費 5,000 万円に対する村負担金を計上するものであります。

7 ページをご覧ください。

8 款 土木費、2 項 1 目 14 節 工事請負費 900 万円の増額につきましては、村道唐露・葉貫線における道路維持補修工事費を計上するものであります。

10 款 教育費、1 項 2 目 事務局費、12 節 委託料 121 万円の増額のうち、新たに設置した義務教育学校等開設準備室において使用する設計システム導入及び保守業務 26 万 4,000 円及び小・中学校における ICT 支援業務 94 万 6,000 円を計上するものであります。

同じく 2 項 2 目 教育振興費、7 節 報償費 20 万 4,000 円の減額及び 8 節 旅費 1 万 3,000 円の減額並びに 8 ページをお開きいただきまして、同じく 3 項 2 目 教育振興費、7 節 報償費 19 万円の減額につきましては、小・中学校における ICT 支援業務について支援員の継続が困難となったことから、委託料へ予算を組み替えるものであります。

同じく 8 節 旅費 10 万 8,000 円の増額につきましては、学習支援員の費用弁償に不足が生じることから増額するものであります。

同じく 4 項 1 目 認定こども園幼稚部費、17 節 備品購入費 11 万 4,000 円の増額につきましては、寄附金を財源としてこども園で使用する備品を購入するものであります。

同じく 6 項 3 目 学校給食費、27 節 繰出金 84 万円の増額につきましては、学校給食センター特別会計に係る運営費の増額によるものであります。

続きまして、特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、議案第 42 号 令和 7 年度 鮫川村 国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の 34 ページ、事項別明細書の 11 ページをお開き願います。

補正前の予算総額 5 億 248 万 9,000 円に対し、今回 489 万 1,000 円を増額し、補正後の予算総額を 5 億 738 万円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の 12 ページをお開き願います。

1 款 国民健康保険税、1 項 1 目 一般被保険者国民健康保険税 320 万 3,000 円の減額につつま

しては、県に納付する国民健康保険事業費納付額の確定に伴い、被保険者数、世帯数、基準所得金額から算定した結果によるものであります。

5款繰入金、2項1目事業費支払準備基金繰入金800万円の増額につきましては、保険税の減額及び県への納付金の支払いに不足を生じた場合の資金として、当該基金から本特別会計に繰り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の13ページをご覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分から、3項1目介護納付金分までの負担金の増額につきましては、納付額の確定によるものであります。

13ページ、一番下の段から、めくっていただいて14ページをご覧ください。

8款諸支出金、1項3目保険給付費等交付金償還金、22節償還金、利子及び割引料148万8,000円の増額につきましては、令和6年度市町村国保ヘルスアップ事業交付金93万8,000円及び令和6年度社会保障・税番号制度システム整備等補助金55万円の増額につきましては、それぞれの補助金の額が確定したことにより、国や県に返納するものであります。

次に、議案第43号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の36ページ、事項別明細書の15ページをお開き願います。

補正前の予算総額9,873万5,000円に対し、今回84万円を増額し、補正後の予算総額を9,957万5,000円とするものであります。

事項別明細書の16ページをお開き願います。

歳入におきましては、2款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金84万円の増額につきましては、今回歳出予算の1款総務費、1項1目一般管理費、12節委託料に計上しております学校給食用米飯配送回収業務に充当するため増額するものであります。

次に、議案第44号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の38ページ、補正予算実施計画17ページをお開き願います。

補正前の収益的支出の既決予定額9,520万9,000円に対し、今回100万円を増額し、補正後の予算総額を9,620万9,000円とするものであります。

18ページ、補正予算明細書をお開き願います。

支出のみの補正予算であります。1款簡易水道事業費用、1項2目配水及び給水費100

万円を増額につきましては、給排水管漏水による修繕に要する経費を計上するものであります。

以上で、議案第41号から議案第44号までの4議案の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第18、議案第45号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第45号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明申し上げます。

議案書の39ページをお開き願います。

鮫川村過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度を期間とする計画を作成しておりますが、今般、認定こども園及び集会施設を義務教育学校等複合施設への併設並びに保健センター施設設備改修事業に関する財源として、過疎対策事業債を活用するため、当該事業の追加並びに文言の修正が必要となったことから計画を変更したく、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第45号の提案理由の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第46号～議案第48号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第19、議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）から日程第21、議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）までの3議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第46号から第48号までの3議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の43ページから51ページでございます。

このたび計画を変更しようとする西野、渡瀬、青生野の各辺地につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とする総合整備計画を策定しておりますが、既存計画に記載されている事業の事業費や財源内容の変更及び新たな事業の追加並びに各辺地の人口について、最新のものに修正するため計画変更が必要となったことから、同法第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第46号、西野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

議案書の43ページから45ページをご覧ください。

村道菅ノ目・浅川線の舗装補修事業について、特定財源として見込んでおりました社会資本整備総合交付金の計画承認を受け、事業費増額変更及び辺地債の増額等財源内容の変更が必要となったほか、水口地区用排水路改修工事を追加するための変更が必要となったこと並びに最新の人口に修正するため、整備計画を変更しようとするものであります。

次に、議案第47号、渡瀬辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

議案書の46ページから48ページをご覧ください。

林道木之根線の補修工事について、資材高騰に伴い、事業費増額の変更及び辺地債の増額と財源内容の変更が必要となったこと並びに最新の人口に修正するため、整備計画を変更しようとするものであります。

次に、議案第48号、青生野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

議案書の49ページから51ページをご覧ください。

村道姿平・鹿角平線の改修工事について、測量調査の結果により、事業費増額変更及び辺地債の増額等財源内容の変更が必要となったほか、村道世々麦・西谷地線の簡易舗装工事について、施工延長を3.8キロメートルから2.6キロメートルに見直したことに伴う事業費減額変更及び辺地債の減額等財源内容の変更が必要となったこと並びに最新の人口に修正するため、整備計画を変更しようとするものであります。

以上で、議案第46号から第48号までの提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第49号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第22、議案第49号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の一部変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第49号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の一部変更についてご説明を申し上げます。

議案書の52ページをお開き願います。

本案は、福島県市町村総合事務組合の構成団体である南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日をもって解散し、福島県市町村総合事務組合から脱退したため、組合を組織する団体が減少することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、組合を組織する全ての団体の議会の議決を必要とすることから、本村議会の議決を求むものがあります。

以上で、議案第49号の提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（前田武久君） 日程第23、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

なお、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員派遣について、諸般の事情により変更する場合は議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時から常任委員会で議案調査を行います。

13日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時40分）

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和7年第3回鮫川村議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年6月13日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第37号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第38号 鮫川村村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第39号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第40号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第41号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第42号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第43号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第44号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第45号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更について
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）
質疑・討論・採決

日程第 1 2 議案第 4 8 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）

質疑・討論・採決

日程第 1 3 議案第 4 9 号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

質疑・討論・採決

日程第 1 4 請願について

請願第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

審査結果の報告・質疑・討論・採決

日程第 1 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 5 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 発議第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

趣旨説明・質疑・討論・採決

出席議員（9名）

1 番	窪 木 浩 一 君	2 番	本 郷 弘 義 君
3 番	青 戸 義 之 君	5 番	森 田 重 男 君
6 番	森 隆 之 君	7 番	遠 藤 貴 人 君
8 番	北 條 利 雄 君	9 番	緑 川 茂 君
10 番	前 田 武 久 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	宗 田 雅 之 君	副 村 長	板 垣 良 夫 君
教 育 長	藤 田 充 君	総 務 課 長	矢 吹 かお り 君
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 庄 悟 君	農 林 商 工 課 長	我 妻 正 紀 君
地 域 整 備 課 長	鈴 木 隆 寛 君	教 育 課 長	渡 邊 敬 君

村づくり
推進室長 船 木 博 枝 君

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 長 古 舘 甚 子

書 記 緑 川 正 和

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続調査申出が提出されましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

◎議案第37号～議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第1、議案第37号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例から日程第4、議案第40号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例までの4議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 鮫川村村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号～議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第5、議案第41号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）から日程第8、議案第44号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第9、議案第45号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号～議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第10、議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）から日程第12、議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）までの3議案を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第13、議案第49号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第2号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第14、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 請願審査結果の報告をいたします。

事件名。請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された請願については、6月12日午前9時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定いたしました。

理由。地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策、物価高騰対策など極めて多岐にわたる新たな役割が求められております。

また、政府はこれまで骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、社会全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保を含めた地方財政の充実、強化が不可欠となるため、また重要なことと判断し、採択することと決定いたしました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において、以上のとおり決定いたしましたので報告いたします。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（前田武久君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、森隆之君から、鮫川村会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時13分）

○議長（前田武久君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時14分）

◎日程の追加

○議長（前田武久君） お諮りします。

発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてが、6番、森隆之議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発議第3号の上程、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第1、発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第3回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時16分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和7年6月13日

議 長 前 田 武 久

署 名 議 員 窪 木 浩 一

署 名 議 員 本 郷 弘 義